平成28年第4回千代田町議会定例会会議録目次

○招集告示
○応招・不応招議員 ····································
第 1 日 12月8日(木曜日)
○議事日程
○出席議員
○欠席議員
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名
○職務のため出席した者の職氏名 4
開 会 (午前 9時00分)5
○開会の宣告
○諸般の報告
○会議録署名議員の指名 ······ 5
○会期の決定
○一般質問
小 林 正 明 君
森 雅 哉 君
橋 本 和 之 君
大谷純一君
大 澤 成 樹 君
髙 橋 祐 二 君
○次会日程の報告
○散会の宣告 ····································
散 会 (午後 零時17分)46
第 2 日 12月9日(金曜日)
○議事日程
○出席議員 ····································
○欠席議員
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名48
○職務のため出席した者の職氏名4 8

開 議 (午前 9時00分)49	
○開議の宣告4 9	
○議案第39号の上程、説明、質疑、討論、採決49	
○議案第40号の上程、説明、質疑、討論、採決	
\bigcirc 議案第 4 1号の上程、説明、質疑、討論、採決 5 2	
○議案第42号の上程、説明、質疑、討論、採決	
○議案第43号の上程、説明、質疑、討論、採決	
○議案第44号の上程、説明、質疑、討論、採決	
○議案第45号の上程、説明、質疑、討論、採決	
○議案第46号の上程、説明、質疑、討論、採決	
○議案第47号の上程、説明、質疑、討論、採決	
○議案第48号の上程、説明、質疑、討論、採決	
○議案第49号の上程、説明、質疑、討論、採決	
○議案第50号の上程、説明、質疑、討論、採決	
○議案第51号の上程、説明、質疑、討論、採決76	
○議案第52号の上程、説明、質疑、討論、採決78	
○同意第10号の上程、説明、質疑、討論、採決7 9	
○同意第11号の上程、説明、質疑、討論、採決80	
○発議第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	
○次会日程の報告	
○散会の宣告	
散 会 (午前11時29分)83	
第 8 日 12月15日(木曜日)	
○議事日程85	
○出席議員 8 5	
○欠席議員	
〇地方自治法第 1 21条の規定により説明のため出席した者の職氏名85	
○職務のため出席した者の職氏名86	
開 議 (午前 9時00分)87	
○開議の宣告87	
○議員派遣の件87	
○閉会中の継続調査の申し出87	

○町長掛	挨拶 …	•••••			 8 7	7
○閉会の	D宣告				 8 8	3
	閉	会	(午前	9時07分)	 8 9	Э

平成28年第4回千代田町議会定例会を次のとおり招集する。

平成28年12月2日

千代田町長 高橋純一

- 1. 期 日 平成28年12月8日
- 2. 場 所 千代田町議会議場

○ 応 招 · 不 応 招 議 員

○応招議員(12名)

1番	大	澤	成	樹	君	2番	酒	巻	広	明	君
3番	橋	本	和	之	君	4番	大	谷	純		君
5番	森		雅	哉	君	6番	JII	田	延	明	君
7番	髙	橋	祐	$\stackrel{-}{=}$	君	8番	小	林	正	明	君
9番	柿	沼	英	己	君	10番	細	田	芳	雄	君
11番	青	木	或	生	君	12番	襟][[仁	志	君

○不応招議員(なし)

平成28年第4回千代田町議会定例会

議事日程(第1号)

平成28年12月8日(木)午前9時開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○出席議員(12名)

1番	大	澤	成	樹	君	2番	酒	巻	広	明	君
3番	橋	本	和	之	君	4番	大	谷	純		君
5番	森		雅	哉	君	6番	Ш	田	延	明	君
7番	髙	橋	祐	\equiv	君	8番	小	林	正	明	君
9番	柿	沼	英	己	君	10番	細	田	芳	雄	君
11番	青	木	國	生	君	12番	襟	JII	仁	志	君

○欠席議員(なし)

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町	長	高	橋	純		君
副町	長	坂	本	道	夫	君
教 育	長	岡	田		哲	君
総 務 課	長	椎	名	信	也	君
財 務 課	長	柿	沼	孝	明	君
住民福祉課	長	森		茂	人	君
環境保健課	長	荒	井		稔	君
経済課長 農業委員 事務局	兼会長	野	村	真	澄	君
都市整備課	!長	石	橋	俊	昭	君

会計管理者兼会計課長 小 暮 秀 樹 君 教育委員会事務局長 宗 \prod 正 樹 君 農業委員会長 服 部 愼 衛 君

○職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長 子 田 村 恵 書 記 安 西 菜 月 書 記 大 谷 英 希

開 会 (午前 9時00分)

○開会の宣告

○議長(襟川仁志君) 改めまして、おはようございます。

ただいまの出席議員は12名です。定足数に達しておりますので、ただいまから平成28年第4回千代 田町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

○諸般の報告

○議長(襟川仁志君) 日程に入るに先立ち、諸般の報告をいたします。

今定例会に付議される案件は、町長提案の規約変更1件、条例の制定2件、条例の改正6件、補正 予算5件、同意2件、発議1件であります。

議員派遣につきましては、お手元に配付いたしました議員派遣結果報告書のとおり、3件の派遣を 行います。

続いて、例月出納検査結果報告については、平成28年度9月分が監査委員よりなされておりますので、報告いたします。

出席説明員については、今朝ほど配付いたしました一覧表のとおりであります。

以上で諸般の報告を終わります。

○会議録署名議員の指名

○議長(襟川仁志君) これより日程に従い議事を進めます。

日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

今定例会の会議録署名議員は、千代田町議会会議規則第125条の規定により、

2番 酒 巻 議員

3番 橋本議員

以上、2名を指名いたします。

〇会期の決定

○議長(襟川仁志君) 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今定例会の会期は、本日から15日までの8日間といたしたいと思います。これ にご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(襟川仁志君) ご異議なしと認めます。

よって、今定例会の会期は本日から15日までの8日間と決定いたしました。

〇一般質問

○議長(襟川仁志君) 日程第3、一般質問を行います。

質問の順序は、通告順といたします。なお、質問は、全員一問一答方式で行います。

最初に、8番、小林議員の登壇を許可いたします。

8番、小林議員。

[8番(小林正明君)登壇]

○8番(小林正明君) それでは、議長の許可を得まして、これより一般質問を入らせていただきます。8番、小林正明であります。

空き家住宅管理の推進についてお尋ねいたします。2015年5月に、空き家等対策の推進に関する特別措置法(空き家法)が制定されました。少子高齢化、人口減少が進み、空き家は増加してまいります。全国の空き家率は平成25年で13.5%、以後増加していると考えられます。空き家が適正に管理されていないために、放置された空き家は良好な生活環境を脅かす要因となっております。風水害や地震などによる古い家屋、塀の倒壊、敷地へのごみ放置、庭木や雑草の繁茂に悩まされ続けている人は少なくありません。また、適正に管理されている空き家を有効活用することができれば、定住者が増え、人口減少対策としても効果的であると考える次第であります。つきましては、以下の内容において質問させていただきます。

空き家住宅管理の推進について、空き家対策の取り組みについて、まず質問の内容であります。空き家、特定空き家の認識、考え方についてお尋ねいたします。

〇議長(襟川仁志君) 高橋町長。

[町長(高橋純一君)登壇]

○町長(高橋純一君) おはようございます。ご質問にお答えいたします。

最初の質問の空き家・特定空き家の認識につきましてということですが、議員ご承知かと思いますが、空き家対策の推進に関する特別措置法第2条に定義が記載されております。この法律で空き家等は建築物またはこれを附属する工作物であって居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの、及びその敷地とされています。私も、以前は住民が住み、今では誰も住んでいない住宅と認識しております。

また、特定空き家につきましても、第2項に記載があります。そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれがある状態または著しく衛生上有害となるおそれがある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態、その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切であると、そのようなことが書かれております。早く適切に維持管理がされますよう努力していきたいと私どもも考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長(襟川仁志君) 8番、小林議員。

○8番(小林正明君) どうもありがとうございました。条例をそのまま解釈できれば、もうそれで十分だと思っております。どうも大変ある意味では失礼した質問でありました。

ただ、これが現実としてしっかりこの定義を捉えていかないと、以下の質問に入るのにちょっと具合が悪いのかなと思いまして、最初に持ってきました。

続きまして、空き家等実態調査方法と、そして把握した戸数についてお尋ねいたします。

〇議長(襟川仁志君) 高橋町長。

[町長(高橋純一君)登壇]

〇町長(高橋純一君) また、空き家等の実態調査方法と把握した戸数は、昨年は平成27年9月議会におきまして、小林議員より空き家対策についての一般質問で、前町長の大谷町長が答弁したところでありますが、平成28年度で調査費を予算化させていただきました。現在、委託業者によりまして実態調査を行っているところであります。

11月18日付けで空き家調査に関します周知チラシを回覧させていただきました。調査につきましては、委託業者によりまして、町が発行いたしました調査員証、いわゆる身分証明書を携帯して、現地確認するというものであります。把握した戸数ですが、現在調査中でありますので、該当戸数が何戸あるかにつきましては取りまとめ中となっておりますので、よろしくお願いいたします。

〇議長(襟川仁志君) 8番、小林議員。

○8番(小林正明君) 現在調査中ということでありますので、正確な戸数は出てこないのはやむを得ないと思います。ただ、今後早目に対応していただきたいと思う次第であります。

そして、今後、まだ第1次調査が終わっていないのに次の話をするのは、ちょっと申し上げるのは時期尚早かと思いますが、一応フローチャート的な見方ですれば、まず第1次調査として地区内全町の空き家等の所在等の把握をする必要があります。そして、第2次調査として、第1次調査で把握した空き家等について、それらの調査内容、空き家等の用途、建て方、構造、管理状況等を確認した上で、1、空き家等をそのまま活用できる、2、修繕すれば活用できる、3として、1、2年で特定空き家等になる、4、既に特定空き家等レベルになってしまっている。今の4分類を進めていかなければ、正確な対応はできないかと思います。

そして、最終ですが、第3次調査、これはよその自治体もやられていることを私今申し上げたわけなのですが、第2次調査等で空き家と判断した物件を対象に、特別措置法第10条に基づく、これは2つあります。1、固定資産課税台帳情報の内部利用により所有者等の把握、そして2、空き家等の管理状況や今後の活用方法等について所有者等の意識調査を実施する等が必要と考えますが、いかがでしょうか。今後のお考えをお聞きしたいと思います。

〇議長(襟川仁志君) 高橋町長。

[町長(高橋純一君)登壇]

○町長(高橋純一君) 議員の質問にお答えいたします。

先ほど述べたように、今取りまとめ中ということなのです。それで、何が肝心かと申しますと、取りまとめてそれで終わりですと困るわけです。それを取りまとめた中で、それをどういうふうにしていくかと。種類は2種類あるかと。特別空き家と通常の空き家と2つあると思うのですけれども、それをいかにしてどういうふうにしていくかと、これが問題かなと思うのです。それをですね、新たに全国的な問題なのですけれども、考えてみますと、人口は減っていく、人口が減っていくのに世帯数は増えていくと。いわゆる空き家は増えていくということですね、逆を返せば。それも踏まえながら、今議員がおっしゃったように、固定資産の問題とか、いろいろな税金問題とか、いろいろ近隣に迷惑かけるとか、いろいろあると思うのですけれども、その対策をこれから町のほうも検討していこうと、こう考えております。今の段階ですと、早目に、今調査をしているところですから、これを調査が終わる段階です。これを取りまとめる必要があるかなと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

- ○議長(襟川仁志君) 8番、小林議員。
- ○8番(小林正明君) 何かせっつく質問になってしまって済みません。

続きまして、空き家等対策担当者会議、委員会、そして相談窓口設置の考え方についてあるのか、 お尋ねします。

〇議長(襟川仁志君) 高橋町長。

[町長(高橋純一君)登壇]

〇町長(高橋純一君) 窓口設置の考えという質問なのですけれども、空き家対策担当者会議の設置につきましては、現在、空き家の対策は環境保健課、耕作放棄地は農業委員会、防犯対策は総務課、住宅行政は都市整備課など役割分担が非常に多岐にわたり分かれております。対策の連携を図るため、担当者会議も踏まえまして、また今回の実態調査を踏まえた中で、窓口の一本化も検討していければと、こう考えております。

○議長(襟川仁志君) 8番、小林議員。

○8番(小林正明君) 面倒なことでありますし、また個人財産にも絡むことでありますので、できればワンストップ窓口が私もよろしいかと思います。そして、委員会等しっかり立ち上げて、これから本当にしっかり対応していく必要があるかと思います。

関連の質問で、次に入ります。空き家活用対策は、地域住民と一体となって進めるべきではないのか、対策をとるべきではないのかなと思います。では、空き家がなぜこんなに増えてしまっているのか、そしてまた、活用しないで放置されているのでしょうか。それらの理由は6つあると言われています。私の隣組においても、もう2軒が空き家になっております。毎年毎年草木が茂って、あるときは鳥獣が住んだり、環境の悪化は否めない事実であります。そして、地震等で瓦屋根が傷むとか、駐車スペース、何々が壊れるとか、そういった状況でもあります。

戻ります。1、修理する費用が出せない、2、家財道具が残っている、3、手続が難しそう、4、

どういう人が入ってくるかわからない、5、仏壇がある、6、時々使っているもしくは将来使うかも しれないといった理由があるそうであります。

要は、私はここで行政側に対して全部やってくださいというつもりはありません。では、どうしたらそれらの解決策はあるのか。ある文章を読ませていただきます。「それぞれ解決策があるでしょう。粘り強く家主さんと交渉することによって初めて活用してもらえます。その交渉は行政担当者だけでは難しい。地域住民の主体的な取り組みが不可欠です。ご近所、親戚、同級生、家主さんの信頼を得ている人たちが話を持っていかなければ家主さんはしっかり真剣に耳をかしてくれません。なぜならば、他人の財産の使い方に口を挟むようなことですから。住民もなかなか難しいわけでありますが、特に地域のリーダーであるシニア層と子供の数が減っていることに切実な危機感を感じている子育て世代とが対話することによってシニア層の心が動く。そして、また地域等これからの世代を育てていく子育て世代も、忙しい中でも地域のために協力する」。そういう、これはある程度楽観的な面もありますけれども、このようなところでもあります。ご答弁をお願いいたします。

〇議長(襟川仁志君) 高橋町長。

[町長(高橋純一君)登壇]

〇町長(高橋純一君) 議員の質問にお答えいたします。

先ほど、地域住民と一体となった対策が必要であるという部分だと思うのですけれども、先ほど議員がおっしゃっている、6つのいろいろな部分の詳細にわたってお話しいたしましたけれども、今回の調査で、公道より外観目視によって現地を今現在調査を行っております。現地調査におかれまして、対象空き家等の状況を記載して、また各建物ごとにデジタルカメラ等で外観の写真を撮影して、特に部分別に不良な状況が認められる場合には不良箇所も撮影することとなっております。良好な状態の空き家、問題化する可能性が高い空き家、いわゆる特定空き家に該当するようなものと思いますが、それら空き家を第11条にありますデータベース化しまして、所有者も特定させていただき、活用対策の基礎として考えていきたいと思います。従いまして、活用対策につきましては、所有者、管理者への意向調査の結果を踏まえまして行っていければと、こう考えております。

本町の事情をいろいろ鑑みますと、緑豊かな町ですね。敷地内、先ほど議員がおっしゃった6つの項目以外にも、敷地内に庭木もたくさんあるわけです。それを考えていきますと、空き家、害虫ですね、庭木が植わっているところに害虫等が影響を及ぼしている、近隣に迷惑かけているというところも多く見られると思います。その源となるのは、空き家の管理なのですね。そう考えていきますと、その管理を、誰も住んでいない、固定資産税を納める方、管理責任者、この方にいろいろなことをまた促していきまして、管理を徹底していただくということを進めていくほうがよろしいかなと思います。先ほど議員のほうが、地元住民とというお話もありましたけれども、ここはいろいろなことをクリアしないとできない部分もありますので、その辺も視野に入れながら今後進めていくことを考えています。

以上です。

- 〇議長(襟川仁志君) 8番、小林議員。
- ○8番(小林正明君) ご丁寧な回答ありがとうございます。

続きまして、空き家等対策特別措置法における対応についてお尋ねいたします。空き家等対策特別措置法では、廃屋化したいわゆる特定空き家の取り扱いについて、自治体が踏み込んだ対応をとることも可能としております。しかしながら、重要なのは、特定空き家になる前に空き家を有効活用することでもあります。千代田町が発展するためには、若い世代の定住・移住促進が必要要件であります。各種支援策の中で、住環境の充実、住みたいまちづくりのために、空き家対策は重要であると考える次第であります。つきましては、空き家等対策特別措置法の主要5項目についてお尋ねいたします。

空き家等対策計画の策定、協議会の設置、立入調査、空き家等所有者情報の利用、特定空き家等への対応についてお尋ねします。今まで回答なさったことであれば、それは省略されて結構であります。 お願いいたします。

〇議長(襟川仁志君) 高橋町長。

[町長(高橋純一君)登壇]

〇町長(高橋純一君) お答えいたします。

今議員のほうが5項目、6項目ですか、お話ししたのですけれども、これを1つずつ説明させていただきます。

まず、空き家対策特別措置法ということなのですけれども、この対応ということなのですけれども、空き家対策等特別措置法では、質問のとおり、第6条におきまして市町村は、空き家等に関しまして対策を総合的かつ計画的に実施するため、基本指針に即して空き家等に関する対策についての計画、空き家等対策計画を定めることができるとしております。また、第4条の市町村の責務では、この空き家等対策計画の作成及び計画に基づきます対策の実施並びに必要な措置を適切に講ずるよう努めるものとするとありますので、今回の実態調査の結果を踏まえて検討をしていければと考えております。

次に、協議会の設置につきましても、第7条の規定にありますが、空き家対策計画の作成や変更な どが主な仕事になっておりますので、空き家等対策計画と一緒に検討させていただきたい、こう考え ております。

3番の立入調査ということなのですけれども、立入調査につきましても、第14条の特定空き家に対します措置におきまして、特定空き家等の所有者等に対し、特定空き家等の除却、修繕、立木竹の伐採、その他周辺の生活環境の保全を図る措置をとるよう助言または指導することができるとなっております。第9条では、これらの対応につきまして市町村長は必要な限度において立ち入って調査をさせることができるとありますので、ケース・バイ・ケースになろうかと思いますが、必要なことが生じれば、立入調査を行いたいと考えております。

4番目、空き家等の所有者情報の利用ということなのですけれども、これにつきましても、第10条

にありますよう、先ほど議員がおっしゃったように、固定資産税の課税情報等所有者の特定に内部利用していきたいと、こう考えております。

5番目の特定空き家への対応ということなのですけれども、特定空き家の対応につきましては、先ほどの質問にありましたが、協議会の設置、そしてまた協議会の中で対策等の計画を策定することとなっておりますので、総合的に検討をしていければと、こう考えております。

- 〇議長(襟川仁志君) 8番、小林議員。
- ○8番(小林正明君) どうもありがとうございました。

続きまして、空き家情報の把握と補助制度についてお尋ねいたします。まず、そのうちの1つ目ですが、空き家バンク制度についての考えをお尋ねいたします。空き家情報のデータベース整理が必要と先ほど町長おっしゃいました。まさしくそのとおりであると私も考える次第であります。また、必要と考えられる窓口、先ほどそれぞれ所管にわたって、今後はワンストップ化も考えていきたいと答弁もありましたが、あえて申し上げますと、その中で4つ考えることができます。

1、総合的な空き家対策の窓口、これは空き家バンクの窓口でございます。そして、2番目、環境対策の窓口です。これは空き家バンクの中の一つとして考えてもよろしいかと思います。庭、草木、動物、そしてアブラムシ等々消毒するような状況になってしまっている。そういった苦情対策。動物の死骸等も、あるいは動物等が住んでいるとか、野良猫がいるだとか、いろいろな問題がありますので、そういった動物の苦情対策、その環境対策として窓口になります。そして、補助金の制度。これはなかなか一遍に回答は難しいかと思いますけれども、そういった補助制度も考えなくてはいけない。そして、最後にですが、建築基準法の担当。これは先ほどの町長の答弁にありましたけれども、特定空き家になってしまっても崩れ落ちる寸前かなどレベルもあるわけですが、いわゆる建物の基準法に基づいた診断をしなくてはいけない。そういったことで、総合的な空き家バンク制度についてお尋ねいたします。

〇議長(襟川仁志君) 高橋町長。

[町長(高橋純一君)登壇]

〇町長(高橋純一君) 議員がおっしゃるように、補助制度の関係ですよね。幾つかありましたけれども、その中で、やはり先ほど述べたように、まずデータ化して、それを内部資料として、それを先ほど述べたように全部で5つの課が関連しているわけです。それを考えていきますと、これからその5つの課を中心に協議会なり設置をしまして、これから対応していければと、こう考えております。

空き家バンク制度については、多くの自治体が取り組んでおりますが、本町で実態調査を今の段階ではデータベース化した中で、良好な状況の空き家を、あるいは危険を伴うような特定空き家等、いろいろなパターンがあると思います。また所有者の意向を踏まえた中で検討していきたいと、空き家バンクについてはそのように考えております。

それと、解体等のお話なのですけれども、この辺の関係は、県内でも太田や高崎、下仁田等で補助

制度を創設して空き家対策に取り組んでいる状況なのです。本町においても、28年度、今年度より、空き家に限らないわけですが、経費の活性化や住環境の質の向上を図るため、住宅リフォーム補助金事業を開始したところであります。いろいろ工事金額があるのですけれども、その中で20万円以上を上限といたしまして、いろいろな交付要件はありますが、また補助金の上限が20万円と、20万円以上の工事に関しては、それにかかった上限が20万円と少額と、私のほうは私見的な考えですけれども、20万円と少額となっておりますが、活用していただければと、こう考えております。

それと、建築基準法の関係も先ほど議員おっしゃったのですけれども、この建築基準法というのは、建物をつくって、それを既存したやつを、そこに住むことによって、またいろいろ建築基準法をクリアしている、していないという部分があると思うのですけれども、これはやはりまず最初に空き家を調べて、そこに住む人がもし、バンクというのは空き家バンクで、それをいろいろ調査した中で、そこをまた活用していただくと、こういう趣旨だと思うのですけれども、その部分に関してはもちろん専門家を入れてそこで調査をして、ここでリフォームしていいですよという状況をつくった中で、そこで提供していくと、こういう趣旨だと思いますので、その辺をこれから検討していく必要があるのかなと思っています。

以上です。

○議長(襟川仁志君) 8番、小林議員。

○8番(小林正明君) 空き家解体、そして改修の補助制度の考え方もお聞きしました。ありがとう ございます。

おっしゃるとおり、太田市、そして高崎市、下仁田町等ではもうその対策をとっております。太田市においては、上限金額、解体費の半額、上限金額は60万円と新聞記事等にありました。また、太田市においては、太田市空き家等対策計画を策定したとあります。高崎市においては、空き家等緊急総合対策事業ということで行っているそうであります。いずれにしましても、先進地事例がそうやってあるわけですから、私たちは高崎市や太田市の人口にはほど遠いのですが、ここでミニマムに捉えていけば同じ状態でありますので、今後とも大変な作業が続くことになりますけれども、ご努力をお願いしたいと思います。

以上で主要な質問は終わりにさせていただきます。最後に、これは要望といいますか、私が今考え ている少し一端述べて終了させていただきます。

管理の行き届かない空き家、いわゆるその他の空き家は、放置すれば負の遺産となって残ってしまいます。しかし、活用することで新たな資源となる可能性もあるわけであります。なぜならば、例えば利活用できれば、セカンドハウスという言い方もおかしいですけれども、高齢者が集まるサロンといいますか、そういったものも可能となるでしょうし、ゲストハウスなども考えられることでもあります。ちなみに、ゲストハウスというのは、私が調べたところの話を申し上げますと、簡素で低価格で泊まれる宿泊施設、食事のつかない相部屋が中心で、宿泊者同士が交流できる共有空間が設けられ

ていること。若者の利用。要は、定住促進を進めるためには、若い人たちの交流が活発になることが 最大の条件だと思います。そして、現在、町の発展のためには、都市計画道路、利根川新橋の推進、 そして新商業用地に商業施設、新工業団地造成による企業誘致と雇用環境の創出が重要な課題である ことは言うまでもありません。そして、今回質問させていただきました空き家対策は、そのうちの一 環であります。きれいな環境のまちづくり、住環境整備をしっかりと進展させることにより、人口減 少に歯どめをかけ、本町の課題である「人が訪れたくなる、にぎわいのある、活気あるまちづくり」、 まさしく町長の考え方でありますが、これが可能になると考える次第であります。今後、行政側の継 続調査と空き家を生かす発想での進捗に期待するものであります。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長(襟川仁志君) 以上で8番、小林議員の一般質問を終わります。

続いて、5番、森議員の登壇を許可いたします。

5番、森議員。

[5番(森 雅哉君)登壇]

○5番(森 雅哉君) 議席番号5番、森雅哉でございます。議長の許可を得ましたので、通告に基づきまして質問をさせていただきます。

1番目は、川せがきの交通整理の対応についてです。今年は地方創生加速化交付金ということで国からの交付が認められ、そのうちの1,700万円が千代田の祭り川せがきで使えるようになりました。その中で、従来は役場職員が行っていた交通整理等の仕事を外部に一部委託したおかげで、川せがきに役場の職員が行くことができたと聞いております。川せがきのイベントの準備などでも日ごろから努力をされている方々が、昨年までですと当日にゆっくりと楽しむことができない。そして、お子さんやお孫さんと一緒に花火を楽しむことができないということもあったと思うのですが、今年はその点でも非常によかったと思います。以上は私の感想ですが、ここで質問に移らさせていただきます。

来年も全員は無理だと思いますが、可能であればぜひ役場職員の方々が川せがきのイベントに参加したり、花火を見ることができるようにご配慮をいただければと思います。重要な点としては、やはり実際に来場者の立場でイベントに参加することで、今までわからなかったポイントに気づくという点があると思います。よくなかった点に気づけば改善できますし、よかった点があれば更に磨きをかけていくこともできます。会場までの道は歩きやすかったか、道の誘導は適切であったか、トイレの設置状況はどうだったか、買い物の状況、花火を見る場所についてなど来場者の立場で見ることでいろいろな点が改善されていくことが期待できます。そして、その結果として、毎年来場者数も増えていくことになると思います。そのような点を踏まえまして、来年もぜひ交通整理等外部の業者、また可能であればボランティアスタッフなども検討していただきたいと思います。その点につきまして、高橋町長のお考えをお聞かせいただければと思います。よろしくお願いいたします。

〇議長(襟川仁志君) 高橋町長。

[町長(高橋純一君)登壇]

○町長(高橋純一君) 伝統ある川せがき、140年の伝統のある川せがきの質問なのですね。お答えいたします。

例年、川せがきについては、役場及び商工会職員が総動員で従事してまいりました。本年度は、地方創生加速化交付金により、交通整理に限らず、会場設営でも委託業者によって職員配置の軽減を図ることができました。これにより、職員の一部でありますが、来場者として川せがきを見ることができたと思います。職員が祭りを客観的に見ることによって、議員おっしゃるように、新たな発見や改善点に気づくこともできたかなと思います。そして、家族との時間が生まれることで士気も上がり、よいイベントになっていくことが期待できました。

私も以前、いろいろな立場から川せがきに協力してまいりました。交通指導員、商工会の役員、青年会議所等々、いろいろな立場で川せがきの与えられた役割の中、川せがきを経験してまいりました。職員の中から花火を見に行けたと喜ぶ声があるようですが、見に行けたと、家族で、友達や友人と、そのような喜ぶ声もあるようです。来年もとのことですが、さきに述べたように、各種団体、いろいろな団体が携わっておるわけです。そう考えていきますと、各種団体の多くの方にお世話になっております。その方たち等、来年もぜひという職員の声だけでは、今の段階では判断ができないという状況にあると。確かに議員がおっしゃるように、いろいろな部分の見方をすることによって改善点にも気がつくということだと思います。ただし、いろいろな、商工会が実施委員長ですね、商工会の会長、この方たちとも相談したり、区長会もあります。青少推もあります。いろいろな方たちとその辺を相談した中で、これから検討していければと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

〇議長(襟川仁志君) 5番、森議員。

○5番(森 雅哉君) ありがとうございました。いろいろな団体が関わっているということで、寄附を使っての催しということもありますので、なかなか決めにくいところもあると思いますけれども、いろいろな団体と協議をして、いろいろとまた考えていただければと思います。ありがとうございます。

それでは、続きまして、次の質問をさせていただきます。いのちの笛についてです。最近は、防災の講演会等でもよく話題にされているのがいのちの笛です。写真等でご覧になられた方もいらっしゃると思いますけれども、先日、議会のほうで行きました群馬県町村議会議長会議員研修会では講師の山村様が勧めており、また先日の町民プラザで行われた千代田町の防災講演会でも講師の方が勧められていました。これは、約800メートル先まで聞こえる特別な笛ということで、周囲の雑音などがある中でもよく聞こえるという特別な設計になっているそうです。具体的には、群衆、騒音、爆発音などの中でも人が聞き取りやすいと言われる周波数3,150ヘルツに合わせて調律され、水につけても音が出るそうです。災害というと、千代田町は堤防の決壊が心配でありますが、最近では岩手県のように台風の被害、そして地震による災害もいつ起こるかわかりません。館林市では、竜巻による被害も

過去に発生しております。そこで、このいのちの笛を町民に配布するのはいかがでしょうか。私はインターネットで購入しましたが、1個873円でした。町民が約1万2,000人として、費用は約1,000万円になります。それが高いか安いかの判断はできませんが、大量に購入すればディスカウントもされるはずです。全ての町民でなくても希望者のみ、あるいは一定の補助金を出すか、あるいは千代田町のお店に置いていただいて、購入を促すような広報活動をするのもよいと思います。なぜ町民の全員に持っていただいたほうがよいのかという点につきましては、災害時の被害を少なくするためということもありますが、まずはこの笛について知っていただくことが大切だと思います。笛の音が聞こえたときに、それは緊急のときの音だということが誰にでもわかる状況であれば、例えば子供たちが通学のときなどに不審者を見つけた場合、すぐに笛を吹いて誰かを呼ぶことができますし、それ以外にも緊急時に応援を頼みたいときに使用することもできます。けがをして倒れたときなどにもし笛を吹いたとしても、それが何の音かわからなければ誰も駆けつけてきません。お互いに助け合うような仕組みの一つとして、いのちの笛を多くの方々に持っていただくことを提案したいと思います。これについて、高橋町長のご意見をお聞かせいただけますでしょうか。よろしくお願いいたします。

〇議長(襟川仁志君) 高橋町長。

[町長(高橋純一君)登壇]

〇町長(高橋純一君) いのちの笛ということなのですけれども、本町においても、防災対策につきまして全体的なことも含めて申し上げたいと思います。

平成23年3月の東日本大震災以降、昨年の茨城県常総市、鬼怒川決壊、そして4月の熊本地震、皆さんで視察へ行ってきました。想定外の災害が多発しておりますが、本町では風水害、地震などいろいるな災害に備えて、今年度、千代田町地域防災計画を策定いたしました。この防災計画では、計画の目的から防災の基本理念などに始まり、風水害対策や震災対策など、群馬県や消防組合などと連携し、被害を最小限にとどめることにして、そして被害があった場合の対応策に取り組むこととしております。これを踏まえ、今後、町民の皆さんに周知を図っていきたいと考えております。

また、11月には、初めての防災講演会の開催や自主防災組織を対象といたしました避難所運営ゲーム、いわゆる机上訓練を、防災士指導のもと実施させていただきました。これらの事業は、本町の地域防災力向上のため、また災害に強いまちづくりを目指すことを目的といたしまして、もし大きな災害が起きた場合は速やかに対応がとれるように役立つものと思います。

この質問のいのちの笛につきましては、阪神・淡路大震災を契機に、議員がお話しされました防災・危機管理アドバイザーの山村武彦氏が提唱されたものと伺っております。この笛は、もともとアメリカの沿岸警備隊が使用し、嵐の中での過酷な気象状況や遮られた場所でも音が響く笛を小型化したものと、小さな子供から高齢者の方、少量の息でも大きな音が出せるような工夫された笛と伺っております。

本町では、これまでに大きな災害が起きておりませんが、建物の倒壊があった場合や子供たちの防

犯対策など、この笛が大きく役立つものと思います。ただ、この笛は高価ということもありまして、 先ほど、町民1万2,000人掛ける870円ですか、にしますと、1,000万円かかるわけですね。そう考え ていきますと、全人口ということは現在考えておりません。新年度には、来年は35周年ということも ございます。それを踏まえていきますと、防災機運の高まりがありますので、防災グッズなどを今配 布しようと、こう考えておりますので、先ほど議員がおっしゃったように、これに匹敵するものとか、 更にはこのいのちの笛をこれから、先ほど議員がおっしゃったように町内で取り扱ってくれる方とか、 そういう方がいれば、ぜひそういう方に紹介やら、そういう形でどうですかということを促していけ ればと、このように考えております。

以上です。

- 〇議長(襟川仁志君) 5番、森議員。
- **○5番(森 雅哉君)** ありがとうございました。いのちの笛について、いろいろと考えてくださってありがとうございます。

千代田町の防災もいろいろと常に考えて、この間のゲームとかも聞いておりますけれども、町の中で意識が高まってきていると思いますので、これからも続けていただければと思います。ありがとうございました。

○議長(襟川仁志君) 以上で5番、森議員の一般質問を終わります。

続いて、3番、橋本議員の登壇を許可いたします。

3番、橋本議員。

「3番(橋本和之君)登壇]

○3番(橋本和之君) 3番の橋本です。議長に許可をいただきましたので、通告に従いまして一般 質問をさせていただきます。

私の質問は、大きく3つを予定しております。まず1つ目は、18歳選挙についてです。今年7月の参議院選挙から本格的に開始した18歳選挙ですが、その後、各自治体選挙で順次実施され、本町近くでは11月に板倉町長選挙がありました。それぞれ選挙後の報道を見ますと、新しく選挙権を得た18歳、19歳の投票率が全体平均の投票率より極めて低い水準となっておりました。理由は、若者の政治離れだとか学業や仕事の都合で一時的に転居している投票棄権であり、対策が必要であるという趣旨の報道でした。私も、18歳選挙は来年度から2年目に入りますので、何かしらかの対策が必要であろうと思います。それに対して、町の考えと対策についてお聞かせいただきたいと思います。よろしくお願いします。

〇議長(襟川仁志君) 高橋町長。

[町長(高橋純一君)登壇]

○町長(高橋純一君) 18歳未満の選挙権についてということですが、平成27年6月に公職選挙法等の一部を改正する法律が公布され、平成28年6月19日から施行されました。この改正によりまして、

年齢満18歳以上満20歳未満の方が選挙に参加できるという趣旨だと思います。本町では、本年7月10日に執行されました参議院選挙から適用されました。また、この改正によりまして、選挙運動をすることができる年齢も満20歳以上から満18歳以上と引き上げられました。若い方の政治離れが幾度となく報道され、今の日本や地域をよくしていくためには若い人の発想や行動力が必要不可欠で、多くの若い方に政治に参加していただきたいと考えております。

ご質問の低投票率の問題でありますが、今回の参議院選挙の執行に当たりまして、国や県の選挙管理委員会との連携はもちろん、本町の選挙管理委員会では、町独自に18歳選挙権に係ります啓発活動を行っております。「広報ちよだ」7月号のお知らせ記事の掲載等を行いまして、町ホームページにも同様に掲載をさせていただきました。議員も確認されたと思いますが、6月には18歳以上の選挙権、また投票時間につきましても午後8時までの変更と題したチラシを毎戸配布させていただきました。その結果、本町の18歳、19歳の投票率なのですが、50.97%でありました。この参議院選挙におかれましてです。48.42%が郡内平均だったのですね。県のほうの全体になりますが、42.41%。全国では46.78%でした。これを上回る結果となりました。ただ、本町におきましても、全体の投票率54.91%に比べ、18歳、19歳は投票率は3.94%、若干低かったわけです。少子高齢化の進む中、国のあり方や地域のあり方を決める政治に関与してもらいたいという意図をわかっていただき、18歳に到達した方を対象としたチラシの配布などで選挙権年齢の引き下げの意義を周知していただき、投票率の向上に図っていければと、こう考えております。

〇議長(襟川仁志君) 3番、橋本議員。

○3番(橋本和之君) ご答弁ありがとうございました。

私がこれ、18歳選挙権の質問をするに当たって、お話を聞いていたら、来年度の35周年について子 ども議会をもしかしたらするかなんていう話もあったのですけれども、それについて何か決まってい ることがあればお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

〇議長(襟川仁志君) 高橋町長。

[町長(高橋純一君)登壇]

〇町長(高橋純一君) 来年35周年ということなのですけれども、子ども議会等は、これは議会のほうで決めていただくということでよろしいかなと思います。これは執行部のほうが決めることでなくて、そのように考えております。

私見なのですけれども、学生の子供たち、先ほどおっしゃったように、政治とか国をよくするという気持ちに関与していただいて、そういう啓発活動、そういうことをやることによって、投票率のアップにもつながっていくのかなというふうには考えております。ちなみに、今年度は千代田町におかれましては参議院が一番最初の、18歳、19歳を対象と改正されてから初めてだったと思うのですけれども、郡内で先ほどおっしゃったように板倉町が行われました。板倉町もかなり低かったですよね。先に行われた、2週間ぐらい前ですか、行われたのが下仁田町だったと思うのですけれども、下仁田

町もかなり投票率は、やはり年齢別の、よく私も精査していないのですけれども、かなり低かったと思います。こう考えていきますと、継続していきながら啓発活動というのは必要かなと、こんなふうに考えております。

- 〇議長(襟川仁志君) 3番、橋本議員。
- **○3番(橋本和之君)** ご答弁ありがとうございました。そうですね、子ども議会は議会の中で、そしたら検討して、何かしらの実施に向けて私ども協力していきたいと思います。

それと、18歳選挙で、私の質問にも入れたのですけれども、一時的に転居している方というのがいる、学業とか仕事でですね。その方向けに、不在者投票の周知をしていっていただくといいのかなとちょっと思っておりますので、その辺の周知というのでしょうか、それをお願いして次の質問に移りたいと思います。

次が、地方創生加速化交付金事業の来年度予算反映についてです。もう予算案が上がってきたころと思われますが、今年度交付金を使って盛大にした事業、川せがき、オータムコンサート、産業祭について、それぞれ交付金を使って盛大にした部分の検証をして、どのような評価で、来年度は交付金がないわけですから、よい部分、効果的だった部分を来年度予算に組み込んだのか、お聞きしたいと思います。特に、川せがきについては、桟敷席をふるさと納税返礼品にするという案もあったように思いますが、実施予定なのでしょうか。また、おもてなしマラソン、これは新規の事業でもあり、来年1月22日に実施ですから、これからですので、今のところの競技参加者数やボランティア数などの事業規模とその当初見込みとの違い、来年度予算と本年度予算の違いについてお聞かせいただきたいと思います。質問が多岐にわたりましたが、よろしくお願いいたします。

〇議長(襟川仁志君) 高橋町長。

[町長(高橋純一君)登壇]

○町長(高橋純一君) 議員の質問、地方創生加速化交付金の件なのですけれども、大きく分けると 4項目あるのかなと思うのです。

まず、地方創生加速化交付金については、地域のしごと創生に重点を置きつつ、地域への人の流れやまちづくりなど4分野を対象としたもので、本町では5,550万円の交付金をもとに、川せがき、オータムコンサート、トレジャーハント、産業祭を実施させていただきました。

1番目の質問になりますけれども、どこをどの程度29年度予算に盛り込んだのかということなのですけれども、来年度の町制35周年ということで、従来からのイベントには冠をつけて事業を実施する予定で事務を今進めております。川せがきでは、町からの補助金の増額により例年より多い経費で開催したいと、こう考えております。これに多くの方の協賛金、これも必要になってくるかなと思っております。本年度と比較しますと、事業の減額はやむを得ないと、このように多少の減額はやむを得ないと、こう考えておるところです。オータムコンサート及び産業祭につきましても、同様の考えは持っております。

2番目の質問の川せがきの桟敷席ということなのですけれども、ふるさと納税の返礼品に考えていますかということにつきましては、まず第1に、桟敷席を設置するかという問題であります。皆さんもいろいろなお話は聞いていると思うのですけれども、もうその辺を、設置したほうがいいよという方もいます。いや、あれはちょっとどうかなと思う方もいろいろのですね。そう考えていきますと、私、以前お話ししたように、政治というのは治めることなのですね。そう考えていきますと、耳ざわりのいいことだけ聞いてそれを進めていくだけでなくて、そこで政治判断が、皆さんの政治判断も必要になってくるのかなと、こう考えておりますので、よろしくお願いいたします。設置する場所も限られて、少ない座席にもかかわらず高額な費用、189万円かかったのですよ、今年度は。189万円かかったことに関して、高い安いはこれは皆さんの判断なのですけれども、これについて、高額の寄附をされた方があそこに座っているいろ楽しむことは当然のことなのですね。しかしながら、全体的な予算を減額するのは、では、どこを削っていくかと、こういう問題もございますので、その辺は皆さんのまた今後の、我々執行部がいろいろ予算つけた中、議論を重ねていければと、こう考えておりますので、よろしくお願いいたします。予算の状況によりますが、設置はなかなか今の段階では厳しいかなとも考えております。

先ほど、桟敷席を返礼品にしたらどうかという問題もあります。それを、まず桟敷席を設置するか しないかと、この問題から入っていかなくてはならないかなと、こう考えております。桟敷席を設置 した場合、もしそこに返礼品ということも今の段階ではまだ考えておりません。

3番目の質問、おもてなしマラソンの参加人数なのですけれども、定員は1キロは50人、3キロは200人、10キロが250人で、合計500人だったのですけれども、3キロの申し込みがちょっと若干まだ不足しておるのです。その状況の中、中学校にお願いしまして、現在193人、3キロがですね、なりまして、合計で493名です。現在の段階で目標の500人にちょっと欠けております。まだ枠がありますから、もし知り合い等いましたら申し込んでいただればと思いますので、よろしくお願いいたします。

あわせて、運営ボランティアの募集についてですが、中学生を含みます幅広い年代の方より、おかげさまで220名の申し込みがありました。不足分についてはこれからいろいろ検討しながら、町の職員で対応したいと、こう考えております。

4番目の質問なのですけれども、おもてなしマラソンについての当初の見込みと、これのどのくらいの差異があったかということなのですけれども、これを当初では3キロの定員を250人としましたが、10キロの申し込みが伸びてきたのです。3キロを200人とさせていただいて、10キロを50人増加の250人としたのですね。今年度と来年度の事業差は、つきまして継続性が大切であるので、第1回の反省を踏まえた中、来年度もいろいろな部分でこれはこれから、本年度まだ行われていないのですけれども、その反省を踏まえた中で、来年度も継続できるできないをいろいろ検討していきながらやっていければと、こう考えております。ちなみに、「利根川おもてなし」というのがついていますので、おもてなしの心を持ちながら、マラソン大会は行っていければと考えております。1回で終わす

のも惜しみないので、これは継続してやる必要があるかなと考えております。よろしくお願いいたします。

- 〇議長(襟川仁志君) 3番、橋本議員。
- ○3番(橋本和之君) ご答弁ありがとうございました。

おもてなしマラソンについて、質問をちょっと続けさせていただきたいと思うのですが、私も3キロに申し込んでおりまして、第1回のマラソン大会、自分の中では優勝を狙っているのですけれども、そのように頑張っていきたいとは思うのですが、何か、例えば来年度、1回で終わらすのも本当に忍びないですから、来年度、例えば町の有名な方とか、そういう招待選手なんかを参加させるとか、そういったような事業展開とでもいうのでしょうかね、そういったことがあるのかどうかをお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

〇議長(襟川仁志君) 高橋町長。

[町長(高橋純一君)登壇]

○町長(高橋純一君) 町の著名人を呼んで継続したらどうかということなのですけれども、まず、議員のほうが3キロ優勝を狙っているということなのですけれども、ぜひ優勝を狙って頑張っていただければと思います。

更に、町の著名人とか、いろいろ考えますと何名かおるのですね。ただ、先方のいろいろ考えていきますと、先方の方が当日の都合とか、このようなことも考慮しなくてはならないかなと思っています。余り有名な方ですと資金もかかりますね。そう考えていきますと、町の財政状況も踏まえていきながら、いろいろ検討していければと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長(襟川仁志君) 3番、橋本議員。

○3番(橋本和之君) ご答弁ありがとうございました。

最後の質問に移りたいと思います。最後は、舞木土地区画整理事業についてです。担当の都市整備課では、今新規工業団地造成事業の話もあり、業務量が大変増大していると思われます。課長以下職員の皆さんが優秀なことは存じ上げておりますが、それにも限度限界があると思います。舞木土地区画整理事業は大変長期の事業となっており、そろそろ終結を図るべきだと考えます。その舞木土地区画整理事業は、現在換地処分を進めているところでありますが、保留地の売れ残りが11区画もあり、協力金の問題も長期間未解決のままです。どのような形で事業の終結を進めていくのか、町の考えをお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

〇議長(襟川仁志君) 高橋町長。

[町長(高橋純一君)登壇]

○町長(高橋純一君) 舞木土地区画整理の質問なのですけれども、舞木土地区画整理事業においては、ご理解、ご協力を日ごろより賜って本当にありがとうございます。舞木土地区画整理事業も、おかげさまで面的整備は完了いたしました。残すは換地処分と清算事務、そして保留地処分となってお

ります。事業終結に向け、理事長初め役員、組合員の皆様にご尽力をいただきながら、換地処分について平成28年度中の完了を目指しております。現在進めているところであります。

保留地処分についても、68区画当初あったのです。これを57区画売却済みであります。残りは11区画となっております。

協力金については、平成26年8月の全員協議会において、舞木土地区画整理事業の終結に向けた町の協力支援についてご協議、ご理解をいただきましたとおり、組合側としては、組合解散までの期間、保留地価格の見直しを含めて貸付金の償還財源となる多くの保留地処分を進めていただくとともに、平成21年の組合再建策として、議会及び組合員への事業費の不足額について役員の責任において負担すると説明があった協力金については、事業進捗に当たり、役員報酬の廃止や役員による保留地除草作業、保留地販売等組合員の自助努力として認められるところであります。協力金約2,000万円については、設定額の50%をめどに納付の努力をしていただきたいと理事長へ回答したものであります。その後2年間事業がストップしていたわけですが、私が町長に就任させていただいてから、何とか早く事業終結をさせてと、その思いから、議会の意見等も踏まえた中で理事長と事業終結のための協力金について一歩踏み出してほしいと、二歩、三歩も踏み出してほしいとお話をいたしました。協力金については、現在、理事長を初め役員の皆様のご尽力をいただき、納付の努力をいただいているところであります。その結果を踏まえて、議会も納得できる形をいただきながら、次に進めていきたいと、こう考えておるところでございます。

いずれにせよ、組合側で最大限の努力した結果、早く終わらせるためには、保留地価格も考えなけ ればならないと考えております。買って住んでいただくことで人も増えると以前お話ししたと思いま すけれども、税金も落としていただけることです。今現在みたいにそのままにしておくと、税金が入 らない。人も住むことがない。長い将来を見据えた中、多少の金額を調整しながら買っていただくこ とによって税金が落ちる、更にはそこに固定資産税と住民税も落ちてくるわけです。経済効果もある かなと。それだけではなくて、そこに住む人は買い物もしていただけるのだなと、こういう認識のも とに、貸付金も債権放棄を含めて考えていく必要があるかなと思います。そう考えていきますと、先 ほどちょっとお話をしたように、最終判断は議会の皆さんにも承認を得なくてはならないのですけれ ども、政治というのは、先ほどおっしゃったように治めることということなのですね。これは議員さ んのおのおのの判断になってくると思うのですけれども、先ほど私、おっしゃったように、全体の流 れを考えていきますと、このままの状態で残して時間かけて処分していくほうがいいか。早くそれを 組合側とお話ししながら、換地処分を済ませながら、販売価格を多少落として、それで販売していく ほうがいいか。この辺も含めて、これから議員の皆さんと相談しながら判断をしていただきたいと、 こう思います。最終的には議員の皆さんの判断になっていくかなと、このように思っていますので、 よろしくお願いいたします。そのときには、ぜひ皆さんのご協力もお願いをいたしまして、答弁とさ せていただきます。

以上です。

- 〇議長(襟川仁志君) 3番、橋本議員。
- **○3番(橋本和之君)** ありがとうございます。町長の今後の方向性というのか、聞かせていただきまして、ぜひそのような形で進めていっていただくことをお願いしたいなと思います。

何事も問題を解決したり前に進めたりするには、どうしてもタイミングが非常に大事だなと私も思っております。現在、換地処分も進めておりまして、物事が進んでいくこのチャンスをぜひ有効に生かしていっていただきたいなと思っております。

以上で私の質問を終わりにしたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長(襟川仁志君) 以上で3番、橋本議員の一般質問を終わります。

では、ただいまから10時30分まで休憩といたします。

休憩 (午前10時14分)

再 開 (午前10時30分)

○議長(襟川仁志君) 休憩を閉じて再開いたします。

○議長(襟川仁志君) 続いて、4番、大谷議員の登壇を許可いたします。

4番、大谷議員。

[4番(大谷純一君)登壇]

○4番(大谷純一君) 4番、大谷でございます。議長の許可をいただきましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきたいと思います。

まず1問目ですが、不登校対策について質問させていただきたいと思います。千代田中学校、西小学校、東小学校にそれぞれ何人の不登校の生徒及び児童がいるのか、教育長、お答えをお願いいたします。

〇議長(襟川仁志君) 岡田教育長。

「教育長(岡田 哲君)登壇]

○教育長(岡田 哲君) 大谷議員のご質問にお答えいたします。

11月30日現在、11月の月6日以上の欠席を不登校とした場合に、千代田中学校が9名、西小4名、東小1名となっています。

- 〇議長(襟川仁志君) 4番、大谷議員。
- ○4番(大谷純一君) そこで、その不登校の生徒及び児童の不登校になった原因は何であると考えていますか。分析もしくは調査をしていると思いますので、いじめが原因があるとか、家庭環境に問題があるとか、項目ごとに数字を出していただきたいと思います。教育長のご答弁をお願いします。
- 〇議長(襟川仁志君) 岡田教育長。

「教育長(岡田 哲君)登壇]

○教育長(岡田 哲君) ご質問にお答えいたします。

学校生活に対してやりがいや楽しさを感じることができずに、不登校になっている子がいると思います。不安などの情緒的混乱により、不登校になっている子もいると思います。家庭環境の変化により、不登校になってしまう子もいます。人間関係がうまくつくれずに、調整できずに不登校になってしまう子など、さまざまな原因が考えられています。1つの原因で不登校になる場合もありますけれども、複数の原因が絡み合って不登校になってしまう場合もあると考えております。具体的な数字は今現在持ち合わせておりませんので、必要であれば調べて報告したいと思います。

- 〇議長(襟川仁志君) 4番、大谷議員。
- ○4番(大谷純一君) 不登校対策というのは、最悪中学生になるまでに解消すべく、早目早目の対応が必要と考えますが、これまでの町の対策とこれからの対策がありましたら、教育長、お聞かせください。
- 〇議長(襟川仁志君) 岡田教育長。

[教育長(岡田 哲君)登壇]

○教育長(岡田 哲君) ご質問にお答えいたします。

これまでの対策として、各学校では、不登校児童生徒を出さないように教職員が児童生徒一人一人の小さな変化を見逃さないよう注意深く様子を見るようにしています。そして、気になる様子がうかがえる児童生徒に対して、意識して声をかけたり、保護者への連絡をとったりするようにしています。

また、児童生徒に毎月生活アンケートを実施し、いじめ等が原因で不登校にならないように、早期発見、早期対応に努めております。そして、各学校ともそれらについて校内生徒指導委員会で報告し合い、情報を全職員で共有して、どの職員も当該児童生徒を注意して見守っていけるようにしています。そのような対策をしております。

また、不登校児童生徒に対しては、担任や学年主任、心の相談員が定期的に家庭に電話連絡をとったり、家庭訪問をしたりしています。放課後ならば登校できる児童生徒もいますので、保護者と一緒に教材をとりに来てもらったりして、学校とのつながりを保つようにしております。また、保護者からの要望や必要に応じて、県から配置されているスクールカウンセラーや町費で各学校に配置している心の教室相談員が面談を行い、教員とは違った立場で保護者の話を聞いたり助言をしたりしています。学校に来ることができるが、集団の中での学習や活動に抵抗を感じている児童生徒や、不登校児童生徒で授業の途中から登校した児童生徒に対し、中学校では適応指導教室や相談室、小学校では相談室で学習や自分で決めた活動に取り組めるようにして、登校や教室復帰を目指しています。

これからの不登校対策といたしましては、これまで同様、児童生徒一人一人のわずかな変化を見逃さないようにするとともに、様子の気になる児童生徒については、家庭との連絡を密にとりながら、不登校を出さないようにしていきたいと考えております。また、スクールカウンセラーやソーシャル

ワーカー等の一層の活用を図っていきたいとも考えております。

以上でございます。

- 〇議長(襟川仁志君) 4番、大谷議員。
- **○4番(大谷純一君)** 先ほど教育長から適応指導教室という言葉が出てきましたが、そのほかに通 級教室、「通う」に学級の「級」と書きますが、というものも他町ではあったりもするのですが、本 町の場合はいかがでしょうか。
- 〇議長(襟川仁志君) 岡田教育長。

「教育長(岡田 哲君)登壇]

○教育長(岡田 哲君) お答えいたします。

通級指導教室等目指してもいるわけなのですけれども、相談教室が通級教室等の役割を担えるよう に施設面としては考えているのですけれども、また設備等についても更に検討していく必要あるかな というふうに考えておりますけれども、そういう名称での施設というのは今のところありません。

- 〇議長(襟川仁志君) 宗川教育委員会事務局長。
- **〇教育委員会事務局長(宗川正樹君)** 先ほどの通級教室につきましてご説明させていただきたいと 思います。

通級教室につきましては、現在西小学校にことばの教室がございます。こちらは言葉の発音等を指導してくれる教室となっております。現在、西小学校の子供たち、それから東小の子供たちの対象の子供たちは、その期間には西小に行って言葉の勉強をしております。

以上でございます。

- 〇議長(襟川仁志君) 4番、大谷議員。
- ○4番(大谷純一君) 次に、適応指導教室の例で見ますと、近在の自治体では、大泉町では、亡くなって使われなくなった病院の院長の個人宅を改装して使っておりまして、邑楽町では中央公民館、館林市では旧館林市役所の中など、学校外に教室にありますが、本町はどうでしょうか。千代田中学校の校内にあります。中学校の校内にあって、小学校の児童は行くことができるでしょうか。この場合の行くことができますかというのは法律論で行くことができるというのではなくて、精神的に小学生が中学校の門をたたいて、中に入って、その教室に通えますかという意味です。教育長、お答えいただきたいと思います。
- 〇議長(襟川仁志君) 岡田教育長。

[教育長(岡田 哲君)登壇]

○教育長(岡田 哲君) 議員さんのご質問にお答えいたします。

千代田町では、平成26年度より、不登校生徒に対して個に応じた学習活動や体験活動を通して、自立と学校・学級復帰を目指すために適応指導教室を設置しております。設置場所は千代田中学校です。 議員さん先ほどご指摘にあったとおりです。そのため、中学校の不登校傾向の生徒や登校ができるよ うになってきた生徒に対しては、適応指導教室が校内にあることで学校生活のリズムに慣れたり、少しずつ教室で授業に足を運ぶことができるようになったりという利点があります。しかし、小学校の不登校児童が登校に向けて一歩踏み出す場や、同じ学校の人と会うことを苦手と感じている不登校生徒を登校につなげていく場が、現時点ではありません。町全体での不登校児童生徒の学校生活への復帰を目指す上で、現在の適応指導教室では不十分な点が多いと捉えております。それで、中学校外へ適応指導教室の移転を進めていければよいなという考えではおります。

以上でございます。

〇議長(襟川仁志君) 4番、大谷議員。

○4番(大谷純一君) 私も教育長と同じ考えでして、やはり友達とか同級生に会いたくないから学校に行けないわけで、その会いたくない生徒、子供たちに、会わなくてはならないという欠点ですね、校内にあるのは。そこがやはり問題になるのかなと思います。やはり校外に適応指導教室を置きまして、徐々にそこで慣れてきましたら校内に、保健室の仮のようなところに戻ってきていただいて、そこでまた慣れてきたら自分の教室に戻っていただくというような、段階を経たような対応がこれから必要になってくるのではないかなと思います。

やはり行政が、よその町も校外にあるわけですから、積極的に場所を探していただいて、不登校の 方々に応えられるような対応をしていただきたいなと思います。

次に、最後に教育長なのですが、不登校の生徒、児童の通知表というのは、1、2、3、4、5やA、B、Cではなく、評価の欄が真っ白になってしまっているというふうに聞いています。中学校で不登校だと、内申書面から県立高校にはなかなか入れなくなるというようなことも聞いています。したがいまして、試験一発勝負の私立高校しか入学は厳しいというような現状があろうかと思います。そのようなことは学費の面で保護者の負担も増えてしまうわけですから、このような不幸な生徒児童を減らす、あるいはゼロにするためにも、教育長が先頭になって頑張っていただきたいと思いますが、最後にご答弁お願いいたします。

〇議長(襟川仁志君) 岡田教育長。

「教育長(岡田 哲君)登壇]

○教育長(岡田 哲君) お答えいたします。

今、不登校の子が高校進学等で不利な状況が生まれるのではないかということですけれども、内申書といいますけれども、その中には正式に何日出席した、何日というようなことを書かなくてはならないという義務になっておりますので、それは書くことになりますが、そのほか、その子のよさを認めた表記で書くというのが基本的でありますので、それを高校側はどういうふうに見るかということになるのだろうと思いますので、学校としては、また町としては、子供がなるべく復帰に向けて努力できるような環境づくりを進めたいということと、本人にも頑張ってもらって一日でも多く出席してもらって、それを評価してもらえるような、そんなような体制になっていけたらいいなと、またその

ように努力していきたいと考えています。

〇議長(襟川仁志君) 4番、大谷議員。

○4番(大谷純一君) 最後に、町長に総括の質問なのですが、私の質問、そして教育長のご答弁にもありましたように、千代田町の不登校対策、その根本であります適応指導教室に至っては、他町と比べて大幅におくれております。例えば、町民プラザは月曜閉館だから難しいとかというお話もあったのですが、邑楽町では月曜閉館のまま中央公民館を運用しております。子供たちが、火曜から金曜まで通っているわけですね。ぜひ町有財産の建物の空きがないのであれば、第三者の建物を賃借するとか、先ほど小林議員おっしゃっていました空き家対策、そういうところを賃借するとか、あるいは予算が許せば、橋本議員もおっしゃっていた舞木土地区画の土地を町が買い取りまして、そこで予算が許せば、橋本議員もおっしゃっていた舞木土地区画の土地を町が買い取りまして、そこで予算が許せば建物を建てるとかというのも案としてあるのではないかなと思います。喫緊の課題ですので、町長のお考えを聞かせていただきたいと思います。

〇議長(襟川仁志君) 高橋町長。

[町長(高橋純一君)登壇]

〇町長(高橋純一君) 総括するということなのですけれども、その中で適応指導教室の件なのですけれども、先ほど議員がおっしゃったように、私も、合計でこれ14名ですかね、小中学校入れて。今そういう状況になっております。これをいろいろ考えますと、今後大至急これは検討していくこととします。

不登校対策につきまして、私は総括という部分ですけれども、不登校を出さないようにするとともに、不登校に至ったとしても、児童生徒の学校への復帰や将来の自立に向けた支援を行っていくことが非常に重要であると考えております。先ほど教育長から答弁がありましたとおり、不登校にはさまざまな要因があるかなと考えております。こうした問題に適切に対処するためには、家庭や地域、関係機関と連携を図るとともに、児童生徒や保護者の方が相談しやすい体制を充実させることが不登校対策には不可欠と考えております。

参考で、先ほど14名の不登校生徒、中学生が9名、小学生が5名ですか、当町でもおられる現状ですが、まずは先生方と家庭で連携をとりながら、本人が学校へ来られる環境づくりが必要ではないかと、こう考えております。その一環で、先ほど議員がおっしゃった教室の問題、これは近々、大至急検討していく必要があるかなと考えております。もちろん、受け入れの生徒さんたちの体制づくりも大切だと思います。この部分だと思うのですけれども、目標は不登校ゼロを本町は目指していきたいなと、こう考えております。努力した結果、現在行っている体制より一層充実させることもしていきたいなと考えております。

子供は町の宝でありますから、将来を担う子供たちですので、多様化する社会に対応できる教育も 取り入れながら、対策を考えていこうと思っていますので、よろしくお願いいたします。

〇議長(襟川仁志君) 4番、大谷議員。

〇4番(大谷純一君) 町長おっしゃるように、子供は次世代につなぐ町の宝ですから、不登校などで人生の挫折を味わうことのないような社会にしていただきたいと思います。

次に、2問目ですが、教育長の職責について、教育長にお尋ねいたします。岡田教育長が就任する 前の6月定例会の一般質問では、まだ教育長が不在でしたので、町長に教育長の人事について、識見 のあるすばらしい教育長を選任するようにとただしました。

そこで、岡田教育長にお尋ねします。教育長の一番大切な職責は何であるとお考えでしょうか。

〇議長(襟川仁志君) 岡田教育長。

[教育長(岡田 哲君)登壇]

○教育長(岡田 哲君) 大谷議員のご質問にお答えいたします。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律というちょっといかがわしい法律があるのですけれども、その第13条に教育長は、教育委員会の会務を総理し、教育委員会を代表すると規定されています。また、第21条では教育委員会の職務権限が規定されており、教育委員会の仕事内容は明確になっております。具体的には、第1号学校等の設置、管理及び廃止に関することに始まり、第19号当該地方公共団体の区域内における教育に関する事務に関することまで多岐にわたります。上述しましたように、教育長は、教育委員会の会務を総理する立場にありますので、第1号から第19号まで全ての仕事に対して責任を負う立場にあります。

そこで、教育長の一番大切な職責はというご質問に対して、全てが大切であり、課題や状況に応じて一番大切な仕事は変化するというのは私の考えです。今現在、私が一番大事だと思う仕事は、第3号学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関することです。人は、人によって育つという言葉があるように、すぐれた人との出会いはその人を大きく成長させてくれるように思います。特に、学校教育の場においては、担任の先生との出会いは極めて大きいと考えています。ルールに従い、指導力のある教師を千代田町に配置できるように努めたいと考えております。また、そのような先生を育てていくことも大切な職務の一つであると考えています。

〇議長(襟川仁志君) 4番、大谷議員。

○4番(大谷純一君) まさに教育長が今おっしゃっていただきましたように、人事でいい先生を本町に引っ張ってくる、底上げするということが大切だと思います。

そこで、毎年4月に行われる学校教育の人事を見ますと、千代田中学校、西小学校、東小学校で転入転出が少ないように思います。転入してくるのはやはり新採用の若い先生ばかりで、町内をぐるぐると回る転補が多いように思われますが、教育長、いかがでしょうか。

〇議長(襟川仁志君) 岡田教育長。

[教育長(岡田 哲君)登壇]

○教育長(岡田 哲君) 質問にお答えいたします。

転入や転出の際、通勤距離や家庭の事情などが考慮される場合があります。そのため、市部から離

れていたり、交通網があまり発達していなかったりといった地理的な面で、どうしても転出入は少なくなる傾向にあります。更に、町は、市と比べて学校数が少ないということも転出入が少ない原因の一つだと考えております。町内小中学校を異動する転補については、中学校は教科担当制で授業を行うため、クラス数、授業時間数に合わせて教科で必要な教員数を確保するに当たり、小学校から中学校へ異動を行うことがあります。また、教員は、児童生徒の発達段階を考えて学習指導、生徒指導を行っていくことが重要です。そのため、小中学校両方の経験をすることで9年間を見通した指導ができるよう、小学校から中学校への転補を行っています。

以上でございます。

- 〇議長(襟川仁志君) 4番、大谷議員。
- ○4番(大谷純一君) そこで、3校で、中学校と西小学校、東小学校あるのですが、最長在籍年数の教員の方は何名いらっしゃるのでしょうか。それと、通常の人事では、大体何年で異動というのが考えられるのでしょうか、お答えください。
- 〇議長(襟川仁志君) 岡田教育長。

[教育長(岡田 哲君)登壇]

○教育長(岡田 哲君) お答えいたします。

小中学校では最長8年です。

異動の期間に関しましては教員によってさまざまであり、一定の決まりはありません。 以上でございます。

- 〇議長(襟川仁志君) 4番、大谷議員。
- **〇4番(大谷純一君)** では、3校の校長、教頭先生を除いた正教員の年代別の人数を挙げていただきたいと思います。
- 〇議長(襟川仁志君) 岡田教育長。

[教育長(岡田 哲君)登壇]

○教育長(岡田 哲君) 質問にお答えいたします。

中学校が20代4名、30代9名、40代5名、50代1名。西小学校が20代1名、30代8名、40代5名、50代2名、60代2名。東小学校が20代1名、30代4名、40代3名、50代2名、60代1名でございます。

- 〇議長(襟川仁志君) 4番、大谷議員。
- ○4番(大谷純一君) 明確な数字、ありがとうございました。

それを考えますと、特に西小学校なんかはほぼ30代、ちょっと40代と若い先生が多いように感じます。昔と比べますと、中堅どころの、いわゆるびしっと教室を押さえられるような強面のある先生なんて今は少なくなってしまったような気がするのですが、ちょっとこれ、学校の先生に聞いたお話なのですが、千代田町に転任の希望を出す先生が少ないというふうに聞いております。それら転入の数が少ない理由なのかなとも思うのですが、あと、千代田町の学力が群馬県内でも特に低いということ

で、魅力がないのかどうかわかりませんが、千代田町になかなか異動の願いを先生が出さない。そういう点について、教育長はどういうふうにお考えなられますか。

〇議長(襟川仁志君) 岡田教育長。

[教育長(岡田 哲君)登壇]

○教育長(岡田 哲君) それは抱負でもよろしいのでしょうか。

[「はい」と言う人あり]

〇教育長(岡田 哲君) 先ほど述べましたけれども、今私が大切に思っている仕事は教職員の人事であるということを申し上げましたが、ルールに従い人事を行わなくてはならないということは法律で定められておりますので、そのルールというのは、群馬県教育委員会が定めた教職員人事に関する基本方針及び人事運営要領等のことを指していますけれども、これは、各学校や地域の教育水準の向上を図るため、教職員の適正配置と広域人事の推進並びに市町村教育委員会の相互の調整を図ることを目的に行われています。すなわち、どこの地域でも同じような人が配置できるようなということで行われています。

千代田町では、教職員の転入・転出が少ないのではないかというご指摘がありました。転入や転出の際、通勤距離や家庭の事情などが考慮されない人事もあります。その制度を使ってすぐれた教師を配置できるように努めていきたいと考えています。また、転補が多いのではというご指摘に対しましては、小中学校を経験することでよりすぐれた教師となる機会を与えることができますので、この転補の制度や研修制度を活用して、本町のために力を尽くしてくれる教職員の育成に努めてまいる所存であります。ご理解、ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

〇議長(襟川仁志君) 4番、大谷議員。

〇4番(大谷純一君) 学力低迷の問題がこの後の大澤議員のほうから質問があると思いますが、ぜひ4月の人事異動の新聞の出た際には、教育長が頑張ったのだなという成果を期待していますし、町民は注視していますので、一層の奮励とご努力をお願いしたいなと思います。

千代田町の不登校問題を解決し、学力の向上を目指し、教員の方々に魅力ある千代田町に転任したいと思わせるような成果を期待しておりますが、最後に教育長、ご意見がありましたらお願いいたします。

〇議長(襟川仁志君) 岡田教育長。

[教育長(岡田 哲君)登壇]

○教育長(岡田 哲君) 所感でよろしいでしょうか。

[「はい」と言う人あり]

〇教育長(岡田 哲君) 議員さんがおっしゃるように、法律に従って、全県下で動かすというのは 人事の基本です。千代田町もそれにふさわしい人物が来ているとは思うのですけれども、場合によっ ては中堅クラスの人が少ないのではないかというご指摘もありますので、その辺が解消できるように より努力はしたいと思いますけれども、また、それが子供たちにも影響するということも考えられますので、この後学力等々も含めて、また議論していけたらいいなと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

- 〇議長(襟川仁志君) 4番、大谷議員。
- ○4番(大谷純一君) 以上で一般質問を終わります。ありがとうございました。
- ○議長(襟川仁志君) 以上で4番、大谷議員の一般質問を終わります。

続いて、1番、大澤議員の登壇を許可いたします。

1番、大澤議員。

[1番(大澤成樹君)登壇]

〇1番(大澤成樹君) 議席番号1番、大澤でございます。ただいま議長より許可をいただきました ので、通告に従いまして質問をさせていただきます。

本日は、総務課所管につきまして2つと都市整備課所管につきまして1つ質問をさせていただきたいと思います。先ほど、大谷議員からも教育長ということでのお話が多かったというふうに思いますが、私も教育長がご答弁をいただく部分が多々あるかと思いますが、ぜひともよろしくお願いしたいというふうに思います。

それでは、始めさせていただきます。平均的な所得の半分未満の世帯で暮らす子供の割合を示す子供の貧困率でございますが、これは国の発表では6人に1人と、16.3%となっているようでございます。子供の貧困は、その多さとともに、格差の程度も著しい現状が浮かび上がってきております。子供の貧困対策推進法が平成26年に施行されまして、この群馬県においても、群馬県子どもの貧困対策推進計画というものが策定されたというふうに思います。

そこで、教育長にお伺いをいたします。千代田町における貧困世帯の現状と今後の対策についてお 聞かせください。よろしくお願いします。

〇議長(襟川仁志君) 岡田教育長。

[教育長(岡田 哲君)登壇]

○教育長(岡田 哲君) 大澤議員のご質問にお答えいたします。

学校教育法の規定に基づき、経済的理由によって義務教育を受けることが困難な児童生徒の保護者に対し、就学に要する経費の援助を行っており、平成28年12月1日現在、町の就学援助費支給世帯は54名分、39世帯であります。この数字は同程度の人数で推移しており、今後の取り組みにつきましては、引き続き就学援助費による援助を行うとともに、学習支援についても検討してまいりたいと考えております。

また、貧困の意味での定義は、いろいろな定義がありますので、この後また議論の中でさせていた だけたらと思っております。

以上です。

- 〇議長(襟川仁志君) 1番、大澤議員。
- **○1番(大澤成樹君)** ご答弁ありがとうございます。先ほどご答弁の中に、就学援助金というお話があったかと思います。これは他県のお話になりますが、学校で必要な教材費などを援助する、先ほどおっしゃられました就学援助というお話になりますが、それを知らなかったという人が2割いると。また、知っていたけれども、使わなかったという方がいるというようなお話も聞いております。その中において、その就学援助をこの千代田町においてはどの時期にどんな方法で周知をしているのか、また、支給の時期についてもどのようになっているのか、教えていただければと思います。
- 〇議長(襟川仁志君) 岡田教育長。

[教育長(岡田 哲君)登壇]

〇教育長(岡田 哲君) まず、この周知の方法についてでございますけれども、小中学校においては、1月と7月に生徒を通して保護者の方に通知しています。また。4月から小学校に入学する幼稚園、保育園の保護者の方には、1月に通知を配布しています。

支給時期についてですけれども、学期ごとに振り込みにより支給いたします。1学期は7月、2学期が12月、3学期は3月に支給されております。

以上でございます。

- 〇議長(襟川仁志君) 1番、大澤議員。
- **〇1番(大澤成樹君)** ありがとうございます。周知につきましては年2回、支給につきましては年3回というようなご答弁をいただいたというふうに思います。支給の時期について、いま一度ご確認させていただきますが、新たに小学校へ入学される、中学校1年生に入学をされる方にとりましては、学用品も含めて制服であるとか体操着、かばんということで、多くのお金がかかってくるかというふうに思います。1学期の終わりの7月に支給をされるということでありますと、その入学の時期に大きなお金がかかる中で、大変負担がかかるのかなというふうに思いますが、その辺についてはいかがでしょうか。
- 〇議長(襟川仁志君) 岡田教育長。

「教育長(岡田 哲君)登壇]

- ○教育長(岡田 哲君) では、もう一度周知方法についての質問でよろしいでしょうか、はい。 まず、小中学校においては、1月と7月に生徒を通して保護者に周知しています。通知文を出して、 こういうのがありますよということを言っています。また、4月に小学校に入学する子、保育園の子、 幼稚園の子は、保護者に1月に通知を出してこういう制度がありますよということで知らせておりま すので、各家庭には必ず通知が行くようになっています。
- 〇議長(襟川仁志君) 宗川教育委員会事務局長。
- ○教育委員会事務局長(宗川正樹君) それでは、先ほどのご質問にお答えをさせていただきます。 大澤議員ご指摘のように、入学される保護者の方には、この通常の1学期の支給であります7月の

時期では遅いというご指摘をお受けいたしました。やはり通常は4月までにはいろいろな制服であるとかそういったものをそろえるということで、一番お金がかかるというふうには認識してございます。現状でいきますと、この町の支給要綱によりますと、各学期ごとに振り込みを行うということになってございます。ですので、現状の要綱でいきますと、その4月ではなくて3月ですね、入学以前に振り込みを行うと、支給するということは、今のところ不可能ということになってございます。ですから、学期ごとということですので、7月を少し早めることは可能というふうに考えております。

以上でございます。

〇議長(襟川仁志君) 1番、大澤議員。

○1番(大澤成樹君) ありがとうございます。そうなのですよね、お金がなくてそういう学用品であるとか制服が買えないというような状況でまた学校に行く。また、それがいじめにつながるということも、大きなくくりの中ではあったりもするのかなというふうにも考えます。必要な人が必要なときにお金を支給していただけるような、そんな取り組みもぜひともご検討いただけたらありがたいなということで、事務局長から、少し前倒しを考えようかななんていうご答弁もいただいたのかなというふうに思いますので、ぜひともよろしくお願いしたいというふうに思います。

それでは、次の質問に移らせていただきます。放課後学習支援についてでございます。子供の貧困の問題は、経済困窮世帯の問題で、ひとり親世帯や高齢者世帯の貧困問題など、同じ社会の仕組みの中にある貧困問題として捉え、単に子供時代に貧困であるだけでなく、大人になっても貧困のままとなってしまうことが大きな問題となっていっております。貧困ということで授業以外の教育に投資できない家庭の子供は塾に通えなかったり、参考書が購入できないなどを理由に就学意欲が育たなかったり、進学意欲が低くなると、そんなこともあるようでございます。貧困家庭から脱却するための意欲や向上心は奪われ、将来貧困家庭をつくってしまうという貧困の連鎖が起きてしまいます。こちらの群馬県でも、子供の将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また貧困が世代を越えて連鎖することがないよう、子供の貧困対策を総合的に推進するための群馬県子どもの貧困対策推進計画を策定し、全ての子供が夢と希望を持って成長していける社会の実現を目指すものでありますということでございます。

その上で、お聞きをいたします。本町における放課後学習支援の取り組み、また今後の展望について、教育長、お聞かせください。

〇議長(襟川仁志君) 岡田教育長。

[教育長(岡田 哲君)登壇]

〇教育長(岡田 哲君) 貧困に伴う放課後学習支援をどう考えているかというご質問でよろしいでしょうか。

「「はい」と言う人あり]

〇教育長(岡田 哲君) 放課後の学習支援については、小中学生等を対象とした事業を検討してお

ります。まず、小学生を対象とした放課後子ども教室では、全ての子供を対象として放課後や週末に 子供の居場所をつくるために校庭や教室を開放し、地域住民の協力によって、学習、スポーツ、文化 活動ができるように取り組むことを目的としています。また、中学生を対象にした地域未来塾では、 経済的な理由や家庭の事情により家庭での学習が困難であったり、学習習慣が十分に身についていな かったりしている児童への学習支援を、地域住民の協力によって実施するという、そうした事業であ ります。この2つの事業は、文部科学省の施策であり、原則無料となっております。

本町におきましては、年明けに子供たちや保護者にアンケート調査を実施し、この事業の必要性に係る実態調査を行い、実施するかどうかは調査結果を見て判断させていただきたいと思います。また、群馬県においても、貧困対策の一環として、居場所づくりや学習支援を目的とした群馬県子どもの生活・学習支援事業が今年7月から原則週1回のペースで実施されています。対象は、原則として生活困窮世帯の中学生で、千代田町、明和町、板倉町については明和町が会場となって現在行われております。

以上でございます。

〇議長(襟川仁志君) 1番、大澤議員。

〇1番(大澤成樹君) 小学生においては、現在放課後学習教室ということで、町民プラザ等使って やられている事業かなというふうに認識をしております。

また、地域未来塾のお話がございました。地域未来塾につきましても、今後アンケートをとりながら、やるのかやらないのか進めていくところなのかなというふうに思うわけでございますが、先ほどの教育長さんから、貧困のというところでの学習支援ということのお話をいただきました。この未来塾は、多分貧困世帯の家庭の事情によりというようなところが当てはまってくる事業なのかなというふうに思うわけですが、昨今、近隣でも行われておりますフードバンク事業を含めて、なかなか貧困の世帯がそこに行ってしまうと、家が貧困なのだと周りの人に知られてしまうのが嫌で、親御さんもその場所に送っていかない、行かせないというようなお話も聞きます。ぜひとも、これアンケートをとっていただきまして、放課後学習支援をやるということになったときには、もっと幅の広いところで学習意欲のある子供たちも含めた形の中でやっていただくということができないでしょうか。

〇議長(襟川仁志君) 岡田教育長。

[教育長(岡田 哲君)登壇]

〇教育長(岡田 哲君) お答えいたします。

町の放課後支援事業を実施することに決定した場合には、子供たちが参加しやすい環境を整えたいと考えております。すなわち、そういうことであるとか、あるいはみんな全員が参加するような、そういう方向で考えていきたいと思っております。

〇議長(襟川仁志君) 1番、大澤議員。

○1番(大澤成樹君) 教育長、ありがとうございます。ぜひとも貧困世帯、家庭の事情というくく

りのない中で、やれるときにやっていただきたい、そのようにお願いをいたします。

それから、これもほかの県で行われている事業でございますが、明和町で今、この困窮世帯、千代田町における困窮世帯の方が週2回勉強をされているというようなお話をお聞きしました。これも、なかなか家庭の事情もあって明和町まで連れていくことが不可能であるような家庭において、タクシー代とか足代というのですか、を補助するような事業であったりだとか、学習塾に通うためのお金を一部補助するような取り組みをしているところもございます。千代田町においてはいかがでしょうか。

〇議長(襟川仁志君) 岡田教育長。

「教育長(岡田 哲君)登壇]

- **〇教育長(岡田 哲君)** ご質問ですけれども、それは施策とかお金とかいろいろなこともかかわってくることですので、事務局よりご説明させたいと思います。
- ○議長(襟川仁志君) 宗川教育委員会事務局長。
- ○教育委員会事務局長(宗川正樹君) それでは、大澤議員のご質問にお答えいたします。

塾とかこういった学習支援の場合でのタクシー代といったような補助ということでございますが、 現状については、本町においてそういった制度を考えて今現在できない状況でございます。 以上です。

- 〇議長(襟川仁志君) 1番、大澤議員。
- **〇1番(大澤成樹君)** ありがとうございます。放課後学習支援を含めて包括的な取り組みということで、今後ご検討いただければというふうに思います。

それでは、3番目、スクールソーシャルワーカーの配置についてということで質問させていただきます。スクールソーシャルワークは、教育現場に福祉の視点を取り入れ、学校だけでは解決しにくい生徒指導上の課題に対して、福祉機関との連携を図りながら、生徒や保護者の生活に目を向け、環境改善に向けた支援を行うものであります。学習面以外でもさまざまな問題といたしまして、不登校やいじめ、児童虐待、更には子供の貧困などがございます。こうした問題は、学校だけでは解決しにくい事柄であるというふうに思いますし、子供の最善の利益を追求し、自立支援の視点から問題の解決を目指すスクールソーシャルワーカーの存在が必要になってくるかと思います。

そこで、お聞きいたしますが、スクールソーシャルワーカーを配置することに本町としてどのように考えておるのか、教育長の意見をお聞きしたいと思います。

〇議長(襟川仁志君) 岡田教育長。

[教育長(岡田 哲君)登壇]

○教育長(岡田 哲君) ご質問にお答えいたします。

現在、子供たちが抱えている問題は複雑なものが多くなっています。そこで、これらを整理し、福祉の立場から解決策を探し、学校や関係機関と連携して問題を抱える子供たちの環境に働きかけて支援を行うことがスクールソーシャルワーカーの役目であります。県では、いじめ、不登校、暴力行為、

児童虐待など生徒指導上の課題に対応することを目的に、中部、西部、東部の3つの教育事務所にスクールソーシャルワーカーを配置し、県内全ての学校に対応できるようにしています。町には配置されていませんが、必要に応じて教育事務所へ依頼すれば、学校へ派遣していただくことができます。相談に乗ってもらい、児童生徒の抱える課題や取り巻く環境からアセスメントと支援策を助言していただくことができます。

以上でございます。

- 〇議長(襟川仁志君) 1番、大澤議員。
- ○1番(大澤成樹君) ありがとうございます。

ソーシャルワーカーでございますが、当然千代田町にいらっしゃらないでということもわかっておるわけでございますが、先ほど就学援助のお話もさせていただきましたが、例えば、学校には学校の先生がいまして、心の相談員という方がいらっしゃると思います。それから、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーといらっしゃるかと思いますが、その全ての人が、例えば貧困というお話の中であったとしたときに、共通の認識を持って対応ができているかどうかについてはいかがでしょうか。

〇議長(襟川仁志君) 岡田教育長。

[教育長(岡田 哲君)登壇]

- **〇教育長(岡田 哲君)** 私の知る限りでは、情報を得た場合に、学級担任、学年主任それぞれが情報交換をして、同じような対応をするように努めておると聞いております。
- 〇議長(襟川仁志君) 1番、大澤議員。
- **〇1番(大澤成樹君)** 担任の先生、また学級担任ということでのご答弁をいただいたのかなという ふうに思います。心の相談員さんも学校に多分常駐をされている方なのかなというふうに思いますが、 心の相談員さんも認識をしているということでよろしいですか。
- 〇議長(襟川仁志君) 岡田教育長。

[教育長(岡田 哲君)登壇]

- ○教育長(岡田 哲君) では、細かい部分について事務局より説明させますので、よろしくお願いいたします。
- 〇議長(襟川仁志君) 宗川教育委員会事務局長。
- ○教育委員会事務局長(宗川正樹君) それでは、大澤議員のご質問にお答えをさせていただきます。 先ほどの情報共有の面でございます。基本的に学校の担任の先生、そしてその事務をする事務の先 生については情報の共有をしております。ただ、情報が心の相談員さんのほうに行っているかという ご質問でございますが、現状では行っていないのが現状でございます。

以上です。

〇議長(襟川仁志君) 1番、大澤議員。

〇1番(大澤成樹君) ありがとうございます。心の相談員さんというのが、一番最前線で先生とともに活動をされているのかなというふうにも思います。また、対応の仕方も変わってくるのかなということも踏まえまして、ぜひとも、また個人情報ということもあるかと思いますが、ぜひとも共通認識を持って子供たちに当たっていただけたらいいのかなというふうな私見でございます。

それでは、続きまして、次の質問に入らせていただきます。小中学生の電子端末機器の適正な利用についてということでございます。昨今、インターネット環境の急速な広がりとともに、私たちの生活を取り巻く情報機器の機能は極めて目まぐるしく進歩し、情報の伝達やコミュニケーションを円滑に図ることができるようになりました。また、携帯電話やスマートフォンの利用通話アプリを使ったコミュニケーションや災害等における緊急時の情報伝達が可能になるなど、より高い利便性が得られる時代となりました。ただ、この一方で、人と人同士の生身のコミュニケーション能力の低下や長時間使用による学習や睡眠時間の減少など問題も山積していることと思います。

そこで、本町小中学生におけるインターネット接続機器の所有状況と増加率、また利用の状況について、教育長にお聞きいたします。

〇議長(襟川仁志君) 岡田教育長。

「教育長(岡田 哲君)登壇]

○教育長(岡田 哲君) ご質問にお答えいたします。

今年度7月現在の町内の小学生3年生以上の携帯電話、スマホの所有率を調査したところ、小学校中学年で約20%、3年生が22%、4年生が19%、高学年で平均で30%、5年生が29%、6年生31%。中学1年生で約50%、正確には47%。2年生、3年生で平均で65%、2年生が67%、3年生63%です。昨年度も同様の調査を行い、ほぼ同じような傾向にあります。

インターネット接続機器の中で所有率が最も高いのは、小学生ではゲーム機器で、学年によってばらつきはありますが、各学年70%から80%の児童が所有しています。また、中学生では、2年生を境にゲームを抜いてスマートフォンの所持率が高くなっております。

以上でございます。

〇議長(襟川仁志君) 1番、大澤議員。

○1番(大澤成樹君) 想像していたとおり、本町においても、かなり多くの小中学生が所有しているというようなデータなのかなというふうに思います。私は、小中学生に携帯電話は基本的には必要ないのかなというふうにも思いますし、教育委員会も、学校への持ち込みは禁止をしているかというふうに思います。学生の本分が学業であるということでございますし、必要ないのかなというところで、ただ、こういう状況の中で買い与えた親の責任がまず一番あるのかというふうに思いますが、学校と家庭としっかりと使用についても話し合いをできるような取り組みをしていただきたいなというふうに思います。

それでは、続きまして、小中学校のパソコンの授業についてお聞きをいたします。本町は、近隣地

域から比べますとICT環境がかなり整備をされているかと思います。学力向上に今後どのようにつなげていくのかが問われるのかなというふうに思います。

そこで、本町における現在のパソコンの授業の内容についてお聞かせをいただきたいと思います。

〇議長(襟川仁志君) 岡田教育長。

「教育長(岡田 哲君)登壇]

○教育長(岡田 哲君) ご質問にお答えいたします。

児童生徒はパソコンを操作する学習として、小学校では検索機能を使って社会科や理科、総合的な学習の時間の調べ学習で主に活用しています。また、小学校3年生の国語では、ローマ字の学習の一環としてキーボードでローマ字入力の練習を行っています。中学校では、主に技術の授業を通してパソコンを使用しています。1、2年生でワープロや表計算ソフト、写真加工の方法について学習し、3年生ではプレゼンテーションソフトを使用した学習を行っています。

以上でございます。

- 〇議長(襟川仁志君) 1番、大澤議員。
- **〇1番(大澤成樹君)** 学年によっていろいろな授業が行われているということがわかりました。

私、今年4月から議員をさせていただいているわけでございますが、常任委員会の視察研修におきましてICTのモデル校の視察をさせていただきました。その中で先生と生徒が1人1台のタブレットを使いながら理科の授業をやっていたかと思いますが、研修をしてまいりまして、子供の集中力というのか、やはり興味を引きやすいという部分において、みんなが真剣に取り組んでいる姿を目の当たりにしました。そんな中において、この千代田町においても小中学校にタブレットを導入するお考えがあるかないか、お聞かせいただきたいと思います。

〇議長(襟川仁志君) 岡田教育長。

[教育長(岡田 哲君)登壇]

○教育長(岡田 哲君) ご質問にお答えいたします。

1人1台あれば理想的でありますけれども、当面の目標としましては、班ごとに1台を目標として 導入を進めてまいりたいと考えています。並行して、無線LANについても整備を検討してまいりた いと考えております。

以上でございます。

- 〇議長(襟川仁志君) 1番、大澤議員。
- **〇1番(大澤成樹君)** ありがとうございます。ぜひとも、タブレットを導入するしないは別として、子供のやる気という部分につながってくるのかなと思います。そういう部分でいうと、私が見てきた視察研修先の学校においては、このタブレットの効果がかなりあるのかなというふうにも感じました。もちろんデメリット、メリット、あるかと思いますので、その辺の特性を理解した上で、子供がやる気になるようにしていただきたいなというふうに思います。

○議長(襟川仁志君) 大澤議員に申し上げます。間もなく残り時間が5分となりますので、速やかに質問を行ってください。

○1番(大澤成樹君) はい。

情報モラル教育ということになるかと思います。これも学校や家庭、地域住民ということでしっかりと情報機器に関する教育の推進を図っていただきたいと思います。

それでは、最後の質問に入らせていただきます。町内全ての公共施設内及び街路樹を対象とした樹木調査ということでございます。この千代田町は植木の里千代田町でございます。ただ、植木は植えておけばいいというものではなくて、年々成長もするという中で、樹木の健全な育成を図っていく必要があるかというふうに思います。そこで、本町における学校、公園、街路樹等多くの施設に樹木があるかと思われますが、住民の安全を考え、定期的な樹木調査が行われているのかどうか、町長、お聞かせいただきたいと思います。

〇議長(襟川仁志君) 高橋町長。

[町長(高橋純一君)登壇]

〇町長(高橋純一君) 議員の質問にお答えいたします。時間等もございますから、端的にお答えさせていただきます。

公共施設については、役場庁舎やいろいろな部分で、温水プールを含めて、施設の危険樹木調査につきましては行っておりません。今現在行っていないのですね。また、なかさと公園や運動公園等も、これは街路樹につきましても改めて調査のみは行っていません。私は思うのですけれども、公共施設内は街路環境も含めて、公園も含めて、業者に委託しております。議員ご存じのように、業者は何の仕事をしているかと。年間を通してヤゴ切り、低木、殺虫剤等々いろいろやっていますね。その中に経費というのがあるのですね。その中で、やはり経費で作業をしていく中、危険樹木等、下枝、ヤゴ切りとか剪定、整枝剪定ですね、この辺も含めて、やはり業者側でそれは調査する必要があるのかなと。新たに予算をとってやるのでなくて、そこの部分で作業員がそのために施工管理技士もおるわけですから、施工管理技士が現場代理になっているわけですから、その辺を含めて行政のほうに報告をしていただくと。報告をしていただいたら、担当課と相談をしながら、どうしてもこの木は設計外で樹木を切ったほうがいいだろうとか、危険だからこれは支柱をしたほうがいいだろうとか、そういう部分は両方でいろいろ相談協議をしながら対応していくと、そのような状況になっています。

以上です。

〇議長(襟川仁志君) 1番、大澤議員。

〇1番(大澤成樹君) やってはいないけれども、業者に年間管理という中でやっていただきたいなというようなご答弁をいただいたのかなというふうに思いますが、なかなかその樹木の中の空洞まではわからない部分がありまして、また、そういった部分についての特殊な資格を持った方もいらっしゃるようでございます。本町においてはいらっしゃらないということだというふうに思いますが、目

視で確認できる部分と目視だけでは確認できない部分というのがございます。公共施設も含めて、特に学校においては木に登ったりしている光景も見受けられる中において、やはり学校の先生が目視で確認をして大丈夫に見えたというような状況での倒木等があっては困りますし、その樹木が倒れることで建物や人に被害があっては困るのかなというふうにも思います。ぜひともちゃんとしたというか、樹木医という資格のある方がいらっしゃいます。これ全国的に見てもそのような調査をしているところもあるようでございますので、ご検討をいただけたらと思います。

以上をもちまして、私の一般質問を終わらせていただきます。大変ありがとうございました。

○議長(襟川仁志君) 以上で1番、大澤議員の一般質問を終わります。

続いて、7番、髙橋議員の登壇を許可いたします。

7番、髙橋議員。

[7番(髙橋祐二君)登壇]

○7番(髙橋祐二君) 7番、髙橋祐二です。議長の許可を得ましたので、通告どおり質問させていただきます。

最初に、ごみの減量に向けた政策について質問させていただきます。現在、私たちは何ひとつ不自由なく生活をしていると思っています。それは食品、洋服、自動車、生活家電、その他多くのものがあふれていて、お金を出せば何でも買えるようになっています。その背景には、大量生産・大量消費、それだけならいいのですが、大量廃棄物、ごみですね、それの排出といった悪いサイクルがあるのも現状です。大量廃棄物により、地球温暖化や自然環境破壊など、さまざまな問題が深刻になっております。世界的に地球規模で取り組まなければなりません。

平成13年には、環境型社会形成推進基本法が制定され、自動車、建設、生活家電等のリサイクル法 も制定されました。ごみから資源を取り出し、再生し、再利用することは、必要な取り組みだと思い ます。

こうした中で、平成26年につきまして、1人当たりのごみの排出量が千代田町において県内でワーストという不名誉な記録となりました。その原因を考えますと、行政のごみに対する、ごみという単文字ではなくて、その後にある地球温暖化、また環境破壊、これら全てに対する取り組みの甘さ、また町民に対する意識の低さだと思います。それらのことからワーストという記録が出たのではないかと思っています。それを脱却するために、今後町の政策について町長の考えをお聞きします。

〇議長(襟川仁志君) 高橋町長。

[町長(高橋純一君)登壇]

○町長(高橋純一君) 群馬県が公表しております平成26年度家庭系収集可燃ごみ、1日当たりでは 千代田町は719グラムであります。議員おっしゃるように、県内、これは平成26年度なのですけれど も、県内ワーストという結果でありました。不名誉な結果でありました。町といたしましても、この 結果を謙虚に受け止めながら、平成26年度に策定しましたごみ処理基本計画に基づき、ごみの減量化 目標値を設定し、さまざまな取り組みを今現在行っております。

その中の一つの取り組みといたしまして、減量化を効果的に推進するために、皆さんご存じのように、生ごみ処理機購入費の一部を補助しております。なお、今年度より補助率を引き上げまして、拡充した内容で支援しております。

また、ごみの減量化と同時に重要になるのは、リサイクル率の向上ということかと思います。先ほど議員がおっしゃったように、国のほうもリサイクル法を制定いたしました。これが重要になってくるかなと考えております。そこで、分別収集については、これまでも各地区のごみステーションにおいて、生活環境委員を初め町民の皆様にご協力をいただき、資源回収を実施しているところであります。町独自の特別拠点回収といたしまして、これまで可燃ごみ、または不燃ごみ等を出していただいた、廃食用油、古着、小型家電とかプラスチック等々も昨日も回収させていただきました。リサイクル率を、昨日でなくてこの間の3日前ですか、あそこを拠点に回収させていただきました。等々重ねながら、今努力をしている状況であります。

また、更に重要となることは、ごみ減量化に対する町民一人一人の、議員がおっしゃるように、ここで意識改革ですよね。この意識改革という部分で、各地区のステーションにおいてごみ袋の中を見ると、可燃ごみの中にペットボトルが入っていたり、不燃ごみの回収日にアルミ缶、スチール缶、ガラス瓶といった資源として回収できるものが多く出されているのが現状であります。

そこで、ごみ減量化や分別収集の方法について多くの方に周知するということは重要であると考えております。今年の広報9月号において、ごみ減量化の特集を掲載しました。また、環境エコ通信といたしまして、2カ月に1回毎戸配布をさせていただいております。なお、いずれも掲載した内容としまして、町のごみ減量化とごみ分別方法、生ごみの処理についてでございました。引き続き周知ということに力を入れていければと、こう考えております。

ごみの減量化については、身近で誰もが関わる永遠の課題であると認識しておりますので、町といたしましても、ごみ排出量ワーストという汚名を返上するために、町民一人一人の意識改革についても重要視していければと考えております。効果的・効率的な施策に取り組んでいきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。ピンチを、ワーストを、それ以上ワーストが下になければ、これチャンスに変えることもできますので、そのような施策に取り組んでいければと、こう考えています。よろしくお願いいたします。

〇議長(襟川仁志君) 7番、髙橋議員。

〇7番(髙橋祐二君) 先ほど町長から言われました9月号でしたか、町の広報紙にごみの特集が載っていました。あと、生活環境課からエコ通信、2カ月に1度、私もよく拝見していますけれども、このエコ通信などもほかの自治体から何かいろいろ注目されているというふうにも聞いています。ただ、町からのそういう発信、まだまだ一方的かなという気がします。今、ごみの減量化について各地区ごとに公民館、集会所に地域の方に集まってもらって、町から出ていって、もっともっと積極的に

理解してもらい、意識を高めてもらえる必要があるのかなと思います。毎週何曜日がごみの日で、何時から何時までがという決まりがあります。ただ、なかなかそれも時間、日を守らなかったり、前の日に出してしまったり、時間をずらして出してしまったり、これは決まりではないものですから、結局は不法投棄ということになりますよね。せっかくごみステーションの中に入っているけれども、位置づけというかは不法投棄ということになるのかなと思います。

そんなことに関して、今回、議会のほうでもごみ減量化ということで静岡県まで視察に行ってきました。日本でもトップの自治体、また県内でも本当にトップの1位、2位を争う自治体なのですが、そこで取り組んでいることは、行政と住民が本当にスクラム組んでそれに積極的に参加し、取り組んでいるということだったのです。千代田町においても、本当にワーストということはもうこれ以上下がることはないのですが、ばんばん上を目指すチャンスはいっぱいあると思うので、そういった住民の意識改革を積極的に取り組んでいけたらどうでしょうか。町長、もう一度ご意見お願いします。

〇議長(襟川仁志君) 高橋町長。

[町長(高橋純一君)登壇]

○町長(高橋純一君) まず、ごみだけでなくていろいろな部分を変えていくのは、先ほど議員がおっしゃったように、意識改革、これが大切だと思うのです。例えばですけれども、ごみは幾つも種類があるのですね。その中で、先ほど私が答弁でおっしゃったように、生ごみ処理機をそこに生ごみを入れて堆肥化して、それを肥料化して堆肥にしていく、野菜をつくると。これが1つの選択肢ですね。更には、私は、いや、そういうことはしないよと、生ごみ処理機も一過性で長くもたないよと。そういうことはしないよと。では、その方にはどういうふうに考えていくか。生ごみを、例えば今現在もやっておるのですけれども、学校給食センター、保育園等々で出た生ごみ、これを先ほどおっしゃったリサイクル法、今までは清掃センターのほうに持っていきまして煙にしたわけですね。リサイクル法に基づいて、これを業者に引き取っていただいて、更にはその引き取った業者が何かのえさにしたり、こういう方法もあろうかと思うのです。考えていけば、例えば保育園、幼稚園等も含めまして、そこに箱か何か置いていただくと。保護者の方にそれを促して、保護者の方が送迎をしたときにそこの箱の中に入れていただくと。それを業者が回収して肥料化に役立てると。こういう方法もあろうかと思うのです。今後その辺も含めていろいろ検討していきたいなと、こう考えておりますので、よろしくお願いいたします。

〇議長(襟川仁志君) 7番、髙橋議員。

○7番(髙橋祐二君) 今町長が言われました生ごみ処理機ですが、町から上限が4万円、購入費用の8割を負担補助してくれるという。ただ、それだけ補助金出すよというだけではなくて、生ごみ処理機というのはどういうメーカーでどういう種類があるのか、どういう性能になっているのか。例えば、町民でそういう生ごみ処理機というのをわからない人がほとんどだと思うのですが、町からでもこういう商品、メーカーのことをあれしてはだめだと思うのですが、こういう商品があるよと。4万

円補助金もらっても自分で5万円出す商品ですね、補助金もらっても補助金で5,000円で買える商品という、いろいろな種類があります。その中で、もっともっと具体的に積極的にそういう町民にお知らせする。また、町から補助金が出るのですから、町の町内に電気屋さんだったりそういう商品を取り扱う業者もたくさんいると思います。そういう方たちと一緒に、そのごみ処理機の商品のことについてもいろいろ検討して進めていっていただきたいと思います。千代田町は豊かあふれる緑の町です。将来の未来の子供たちにもこの美しい環境を残していけたらと、そう思っております。

次に、2問目ですが、先ほど橋本議員からの質問とちょっとダブってしまうところがあります。地方創生加速化資金の成果についてお伺いします。ざっくり質問しますので、ちょっとダブっているところは省いてもいただいても結構ですので。加速化資金の配分、分配は、川せがき、オータムコンサート、トレジャーハント、産業祭等の来場者数は、植木の里に向けたPR活動、緑化組合、今やっているGS、それらの取り組みについてまだまだ方向性が見えてきていないのですが、今進捗はどのようになっているのか。この地方創生加速化資金を使ったイベント等についての成果ということで、町長にお聞きします。

〇議長(襟川仁志君) 高橋町長。

[町長(高橋純一君)登壇]

○町長(高橋純一君) 大きく分けて4つ、地方創生加速化資金の質問があったと思います。1つず つ答えていきます。

まず、資金の配分ということなのですけれども、これは本年6月議会におきましても27年度からの繰越事業として報告をさせていただきました。具体的には、イベントの魅力アップ推進事業として3,130万円、内訳になりますが、千代田町川せがき事業に1,710万円、産業祭では710万円、そしてなかさと公園フェスティバル事業に710万円となっております。また、地域活性化等調査研究支援事業、これは植木造園関係の支援になりますが、これが2,470万円と、こうなっております。合計で一般財源を含めまして5,600万円であります。

2番目のオータムコンサート、トレジャーハント、産業祭等の来場等の効果はどうだったという質問なのですけれども、地方創生加速化資金のイベントに係ります来場者につきましては、いずれも推定でありますが、川せがきは4万人、オータムコンサート、トレジャーハント(大抽選会)になりますが、これは3,500人、また産業祭では1万人の来場者がありました。これら、昨年度実績より川せがきでは5,000人、オータムコンサート、トレジャーハントでは3,300人、産業祭では2,000人余りの増加となっております。イベントの目的でありますが、町外から多くの来場者に来ていただきまして、千代田町をPRする絶好のイベントになったかなと、こう考えております。

更に、おもてなしマラソンの進捗はということですが、これは先ほどちょっと橋本議員の質問とラップしてしまうのですけれども、また観点を変えてちょっとお話しさせていただきます。

このちよだ利根川おもてなしマラソンの進捗等の関係は、これはオータムコンサート、トレジャー

ハントも含めまして、私は4月のときに、官と民の代表、官民協働によります千代田町なかさと公園イベント運営委員会を設置いたしまして、坂本松夫会長を中心に、官民協働のイベントとして位置づけました。これから行うちよだ利根川おもてなしマラソンとオータムコンサート、トレジャーの抽選は、10月23日に開催させていただきました。先ほどおっしゃったように、これからのマラソンの関係ですけれども、約500名弱は定員をほぼ満たしております。これは、またボランティアも含めて、県道を一時通行止めにすることから、大泉警察署、館林土木事務所、利根川の堤防もコースといたしますので、国の機関であります利根川上流河川事務所なども含めて関係機関と打ち合わせして、これから今取り組んでいるところであります。何度もお話をしたように、その延長線上には定住・移住の促進にもつなげていければと、こう考えております。

植木の里に向けたPRということなのですけれども、これがなかなか見えてこないのではないかと。 進捗はどうかというご質問だと思うのですけれども、これは今加速化、先ほど述べたように、研究支援事業の植木造園関連業の活性化支援では、緑化組合と商工会、更にはGS、ガーデンスピリッツですね、そして農業後継者のちよの会などのメンバーを中心といたしまして会議を開催し、検討を重ねているところであります。

進捗状況につきましては、基本計画の策定事業、緑の教育推進事業、植木の里の啓発事業などに取り組んでおります。基本計画の作成や緑育事業、啓発に係ります植木造園専用のウエブサイトの構築、パンフレットの作成など委託業者を通しまして契約を済ませ、来年3月までには完了をしていければと、こう考えております。成果品をお見せできるまではもう少し時間をいただければと、こう考えております。

また、啓発事業の中で、着ぐるみの作製がありました。これに関しましては、12月4日の高崎市で行われた群馬県商工会連合会の青年部主催のグルメグランプリでデビューしたと伺いました「樹里ちゃん」という着ぐるみがおります。みどりちゃんのお姉ちゃんのわけですね。2人が姉妹ということで、樹里ちゃんを作製させていただきました。年齢はこれは12歳から13歳ということで位置づけてありますので、独身だということですね。12歳から13歳ですから。鉢巻きとはっぴを着用して樹里ちゃんも頑張っていると。ちなみに、樹里ちゃんは樹木の「樹」に「里」ですね、「樹里ちゃん」と位置づけております。今後は町のイベント初め、みどりちゃんと一緒に、千代田町の植木のPRをさせていただけるようにしていきたいと、こう考えております。

それと、地方創生加速化という部分ですかね。資金の成果はということなのですけれども、成果は、 先ほどおっしゃったように、川せがき、オータムコンサート、トレジャーハントとか産業祭も含めて、 今後行うマラソンを含めて、地方創生の加速化交付金でありますので目的が決まっております。町の にぎわいの創出では、先ほどもお話しさせていただきましたが、イベントの来場者が昨年より多く来 られているかなと思います。たしか平成27年度は4万人、目標は1.5倍の6万人に定めてあると思い ます。これもクリアできるのかなと、こう考えております。更に、これから私たちではいろいろ重要 業績評価指標を用いまして、施策ごとの効果の検証を、千代田町まち・ひと・しごと創生本部有識者 会議におかれまして、これを成果がどのくらいあったかと、これをこれから検証していければと、こ う考えております。

更には、今後行われます1月22日のおもてなしマラソンにつきましては、開催がこれからですので、 全力で本町をPRして、より一層の成果が出るよう頑張っていきたいと考えております。よろしくお 願いいたします。

- 〇議長(襟川仁志君) 7番、髙橋議員。
- **〇7番(髙橋祐二君)** 町でいろいろたくさんのイベントがあって、町外からも来場者がいっぱい増えているということで、大変喜ばしいことだと思います。1月のおもてなしマラソン、来年1月元旦に群馬県でニューイヤー駅伝というのが毎年もう何十年も続いて開催されています。その元旦の朝からテレビで見たり、自分も会場へ行って見たりするのですが、沿道には多くの住民が旗を持って応援に駆けつけています。千代田町も初のマラソン大会ということで、住民全員参加ではないですけれども、それに向かった呼びかけだとか、そういうのはしているのでしょうか、お聞きします。
- 〇議長(襟川仁志君) 高橋町長。

[町長(高橋純一君)登壇]

〇町長(高橋純一君) 今年度はマラソンにつきましては第1回目ということで、先ほど述べたように、警察、国の関係機関とか、いろいろ今段取りをしている途中です。その中で、沿道の方にもこれから声をかけていきながら、回覧も含めて、一件一件その辺もお知らせ、一件一件というか、沿道の方にお知らせをしていければと、こう考えております。

以上です。

- 〇議長(襟川仁志君) 7番、髙橋議員。
- **〇7番(高橋祐二君)** おもてなしマラソン、町外からも多くの参加者がいると聞いております。初めてですけれども、そういう町外から来た人が「千代田町はこのマラソンにこんなに盛り上がっているんかい」と思われるぐらいな盛り上がりを見せていただければと思います。

最後ですが、行政運営についてお聞きします。高橋町長就任後もう8カ月を過ぎました。公約である行政サービスの向上というのも公約の中に挙げましたが、それができているのか。また、町長がよく口にしているスピード感を持った運営はできているのか。高橋町長は、民間で会社を経営されたりしていました。民間と町の行政の違いにもいろいろ戸惑っている部分があるかと思うのですが、企業ですと、今CSということで顧客満足度を重視しています。自分も民間のその仕事をしていて、必ず何か仕事をしたときに、その会社に入っているとお客様からアンケートをよくとるのです。例えばこの職人は今ちゃんと仕事はできたか、ちゃんと挨拶ができたか、それらのものを徹底してやっています。昔、以前私が仕事先で、私ごとなのですが、大手の住宅メーカーで職人の研修というのがありました。もう年配でベテランのもう高齢者の職人がいたのですが、徹底的に研修させられるのですね。

挨拶の仕方からお客様への話し方から、そういうのを徹底してやらされたことがありました。民間と 行政、大分意識が違うところがありますが、今の町長の思いを聞かせていただければと思います。

〇議長(襟川仁志君) 高橋町長。

[町長(高橋純一君)登壇]

○町長(高橋純一君) 公約である行政サービスの向上という質問なのですけれども、その中で3つあったと思うのですけれども、行政運営に関することということです。私は、今年3月に町長に就任いたしまして、早いもので8カ月がたちました。これまでの日々を振り返りますと、私がまず言ったことは、就任日に行われた職員全体集会の中で行政は最大のサービス業と伝えました。よい町をつくっていくためには行政のプロである職員の力がこれは必要だということを訴えさせていただきました。組織としての総合力を上げていくためにも、常に町民目線で物事を考え、物事に取り組んでいただきたいと、こう言ったことを記憶しております。

その後、公務の合間を縫って職員との意見交換会、これを今年設けさせていただきました。たしか 9月ごろだったと思いますけれども。一人一人が考えていることを直接聞くことによって、職員に対 する理解も深められたかなと、こう考えております。また、日ごろ私どもも気がつかなかったことも 職員の方は思っているのだなと、こういう部分でいい部分もたくさんありました。もちろん行政サービスが向上したかしないかと、否かということは、町民が判断されることだと私は考えております。 職員との対話を重ねていくことで、少しずつ私の考えも伝わっていくのではないかと、こう考えております。今後も職員と知恵を出し合いながら、町民目線で最大限の町民サービスをしていければと、こう考えております。

2問目の質問で、スピード感という部分があるのですけれども、最近よく特にテレビ中継しているところでスピード感という、東京とかどこかの何かでよく聞く言葉ですけれども、これはスピード感という言葉は私もずっと前から訴えさせていただきました。町長就任時に既に次年度の予算が決まっていたわけであります。議員の皆様にもご理解をいただきまして6月以後補正予算につきましても、熱中症計やGPSを駆使した徘徊探知機等の、それとあと、介護慰労金の増額などに取り組んでまいりました。更には、イベントの部分で今まで以上に拡充をしながら、イベントにも取り組んでまいりました。しかしながら、行政運営においては、本町の課題となっております新規工業団地の造成や商業施設の整備、更にはほかの都市計画道路とかいろいろ、先ほど述べた舞木土地区画整理事業、この辺もあります。これを職員と一丸となって問題解決のための行動をみずから起こして、さまざまな角度から解決の糸口を探っていきたいと、こう考えております。皆様にも工業団地初め商業施設、これも一日も早い報告ができるように努力してまいります。

よく思うのですけれども、できないことを何とかいろいろなことを模索しながら、糸口を探りながら、できる方法を考えていくのが我々の使命だと思っていますので、よろしくご理解をお願いいたします。

次に、民間企業では、CS、いわゆる顧客満足という部分の質問なのですけれども、先ほども述べたように、職員にあくまでも町民目線で対応するようにと事あるごとに伝えています。近隣の太田市で、町民のサービスや行政サービスをどのように感じているかを市民にアンケートをとっておるわけです。市民満足度アンケートを実施しているわけです。現状把握するという意味では非常に有効な手段かなと私も共感をしております。今後、本町でアンケートを実施する否かは未定ではあるのですけれども、これをまずは行政に携わる職員一人一人が民間に負けないサービス意識を持つことが重要であると私は考えております。町民の皆さんからいい評価をいただけるように、職員全体で意識改革に取り組んでいこうと、このように考えております。

議員がおっしゃるように、私も思うのですけれども、私も企業出身なのですね。一般企業出身だったのですけれども、今は行政のほうなのですけれども、よく思うのですけれども、皆さんもご存じのように、縦割り行政という言葉を聞くと思うのですけれども、私が入ってみて、決してそうではないなと感じているのですね。よく皆さんご存じのように、中島みゆきの歌に「糸」という歌があります。

「縦の糸はあなた、横の糸は私」とあるのですけれども、では、縦の糸に横串を入れるのは誰だということなのです。このように関しては、私とか、ここにいる幹部連が、そういうのをここに共通認識を持ちながら意識改革をしていけば、職員全体にそれが行き渡るのかなと思っています。そのような認識のもと、今後も職員と一丸となって行政のサービスに努めさせていただきたいと、こう思っています。よろしくお願いいたします。

〇議長(襟川仁志君) 7番、髙橋議員。

○7番(髙橋祐二君) 大変よくわかりました。町長初め、職員一丸となっていいまちづくりを進めていっていただきたいと思います。

以上で質問を終わります。

○議長(襟川仁志君) 以上で7番、髙橋議員の一般質問を終わります。

これで通告者全員の一般質問を終わります。

〇次会日程の報告

○議長(襟川仁志君) 以上で本日の日程は終了いたしました。

あす9日は午前9時から開会いたします。

○散会の宣告

○議長(襟川仁志君) 本日は以上をもって散会いたします。

大変ご苦労さまでした。

散 会 (午後 零時17分)

平成28年第4回千代田町議会定例会

議事日程(第2号)

平成28年12月9日(金)午前9時開議

日程第	1	議案第39号	太田市外三町広域清掃組合の規約変更に関する協議について
日程第	2	議案第40号	千代田町中小企業・小規模企業振興基本条例の制定
日程第	3	議案第41号	千代田町農業委員会に関する条例の制定
日程第	4	議案第42号	千代田町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例
			の一部を改正する条例
日程第	5	議案第43号	千代田町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
日程第	6	議案第44号	千代田町税条例の一部を改正する条例
日程第	7	議案第45号	千代田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
日程第	8	議案第46号	千代田町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する
			基準を定める条例の一部を改正する条例
日程第	9	議案第47号	千代田町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営
			並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的
			な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
日程第1	. 0	議案第48号	平成28年度千代田町一般会計補正予算(第5号)
日程第1	. 1	議案第49号	平成28年度千代田町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
日程第1	. 2	議案第50号	平成28年度千代田町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
日程第1	. 3	議案第51号	平成28年度千代田町介護保険特別会計補正予算(第2号)

日程第14 議案第52号 平成28年度千代田町下水道事業特別会計補正予算(第3号)

日程第15 同意第10号 千代田町教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについて 日程第16 同意第11号 千代田町教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについて

日程第17 発議第 1号 地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書の提出について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○出席議員(12名)

1番 大 澤 成 樹 君 2番 酒 巻 広 明 君 之 3番 橋 本 和 君 4番 大 谷 純 君

5番	森		雅	哉	君	6番][[田	延	明	君
7番	髙	橋	祐	$\stackrel{-}{\rightharpoonup}$	君	8番	小	林	正	明	君
9番	柿	沼	英	己	君	10番	細	田	芳	雄	君
11番	書	未	國	生	君	12番	襟	111	宀	志	君

○欠席議員(なし)

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

шJ			攴		尚	惘	ì 糾	<u> </u>	岩
副	H	Ţ	長		坂	本	道	夫	君
教	育	育	長		岡	田	Ī	哲	君
総	務	課	長		椎	名	· 信	也	君
財	務	課	長		柿	滔	才 孝	明	君
住」	民 福	祉 課	長		森		茂	人	君
環力	竟 保	健課	長		荒	井	•	稔	君
農	済 業 務	員員	兼会長		野	村	·	澄	君
都市		備課	長		石	橋	俊	昭	君
会兼	計管会計	章 理 十 課	者長		小	暮	秀	樹	君
教 事	育	を 員 局	会長		宗	JII	I IE	樹	君
農	業委	員会	長		服	部	【 [衛	君

○職務のため出席した者の職氏名

事	務	局	長	Ш	村	恵	子
書			記	安	西	菜	月
書			記	大	谷	英	希

開議 (午前 9時00分)

○開議の宣告

○議長(襟川仁志君) おはようございます。

ただいまの出席議員は12名です。定足数に達しておりますので、ただいまから平成28年第4回千代 田町議会定例会2日目の会議を開きます。

○議案第39号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(襟川仁志君) これより日程に従い議事を進めます。

日程第1、議案第39号 太田市外三町広域清掃組合の規約変更に関する協議についてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

[書記朗読]

○議長(襟川仁志君) 町長に提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

[町長(高橋純一君)登壇]

○町長(高橋純一君) 議案第39号 太田市外三町広域清掃組合の規約変更に関する協議につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、来年度より本格的に新ごみ焼却施設の設計及び建設が始まることから、今後の建設工事費等の経費支弁の方法を定めるため、組合規約を変更する必要が生じ、関係自治体に対し協議が出されましたので、議会の議決をいただきたく提案するものであります。

内容といたしまして、太田市外三町広域一般廃棄物処理施設整備に伴い、当該建設事業費に充てる 負担割合を定めるため、組合規約第12条第2項について一部改正を行い、地方自治法第286条第2項 及び同法290条の規定に基づき、その事務手続を行うものであります。

協議に付する内容は、第12条、経費支弁の方法を定めるもので、現行規約第12条第2項に第4号として、ごみ焼却施設建設事業費、均等割 100分の10、人口割 100分の10、実績割 100分の80を追加するものでございます。

なお、附則につきましては、この条例は、平成29年4月1日から施行するものでございます。 よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○議長(襟川仁志君) 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありせんか。

「「なし」と言う人あり]

○議長(襟川仁志君) 質疑を終結いたします。

討論に入ります。最初に、反対討論はありませんか。

「「なし」と言う人あり]

○議長(襟川仁志君) 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第39号 太田市外三町広域清掃組合の規約変更に関する協議について、原案どおり決すること に賛成の方の起立を求めます。

[起立全員]

〇議長(襟川仁志君) 起立全員であります。

よって、議案第39号は原案どおり可決されました。

○議案第40号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(襟川仁志君) 日程第2、議案第40号 千代田町中小企業・小規模企業振興基本条例の制定 についてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

[書記朗読]

○議長(襟川仁志君) 町長に提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

[町長(高橋純一君)登壇]

○町長(高橋純一君) 議案第40号 千代田町中小企業・小規模企業振興基本条例の制定につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、小規模企業者に対して、国、地方が協力して支援体制を整備し、支援策を講ずるため、小規模企業振興基本法が平成26年6月27日に制定されたことに伴い、群馬県小規模企業振興基本条例が平成28年4月1日に制定されました。これに基づいて、町では小規模企業者のみにとどまらず、中小企業基本法の趣旨も踏まえ、中小企業者も加えた形で本町の経済を支える中小企業、小規模企業の成長発展と事業の持続的発展のため、本条例を制定するものであります。

詳細につきましては、経済課長から説明させますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

- 〇議長(襟川仁志君) 野村経済課長。
- **〇経済課長兼農業委員会事務局長(野村真澄君)** それでは、私から詳細説明を申し上げます。

本案は、町長の提案理由で申し上げましたように、小規模企業振興基本法に基づき、千代田町でも支援体制を整備し、支援策を講ずるために制定するものであります。

本条例の内容につきましてご説明いたします。第1条では、本条例の目的を、中小企業、小規模企業に関する基本事項を定めることで、地域経済の活性化と町民生活の向上を目指すと定めるものでございます。

第2条では、中小企業者、小規模企業者、経済団体、大企業者、金融機関のそれぞれの定義を定めるものでございます。

第3条では、中小企業、小規模企業の振興の基本理念として、中小企業者、小規模企業者の創意工 夫、自主努力の促進、環境変化への対応と経済の地域内循環を図ること、事業の持続的発展に向けた 支援、各部門の協働などといった基本理念を定めております。

第4条では、中小企業及び小規模企業の振興のために町が行う基本的な施策として、経営革新の促進、新規事業の促進など9本の柱を定めております。

第5条では、町の責務として、施策実施のための財政上の措置、関係機関との連携、受注機会の拡大など、施策の総合かつ計画的な推進を図ることとしました。

第6条では、中小企業者及び小規模企業者の努力すべき事項を定めるものです。

第7条から9条においては、商工会など経済団体、大企業、金融機関の役割をそれぞれ定めるものでございます。

第10条では、中小企業、小規模企業の振興が町の発展に寄与することを理解し、町の施策に協力するよう、町民の理解と協力を求めるものであります。

第11条では、施策の推進に当たっては、関係者の意見聴取と実態を把握し、必要な措置を講ずることを定めるものでございます。

第12条においては、施行に必要な事項は別に定めることを委任する規定でございます。

なお、施行日につきましては、平成29年1月1日とするものでございます。

以上、詳細説明とさせていただきます。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

〇議長(襟川仁志君) 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

7番、髙橋議員。

[7番(髙橋祐二君)登壇]

〇7番(髙橋祐二君) 7番、髙橋です。

この条例に当たりまして、町内における中小企業、小規模企業の数を教えていただきたいのと、あ とこれらの企業が商工会に加入されているその数も教えていただきたいと思います。

- 〇議長(襟川仁志君) 野村経済課長。
- **〇経済課長兼農業委員会事務局長(野村真澄君)** ただいま千代田町の中小企業者、約530社ほどご ざいます。そのうち商工会に入っているのは300ほどでございます。

以上です。

- 〇議長(襟川仁志君) 7番、髙橋議員。
- **〇7番(髙橋祐二君)** 千代田町で先日、町民プラザのほうで初めて企業交流会というのを開かれました。それはとてもいい取り組みだったと思うのですが、この条例を制定するに当たって、町長の考

えをお聞きします。

〇議長(襟川仁志君) 高橋町長。

[町長(高橋純一君)登壇]

○町長(高橋純一君) 先ほど担当課長のほうがお話しされたように、530社というか事業所ですね。 その中で300ほどだと思うのですけれども、商工会加入率が。その中で、今回の条例の中にも盛り込んでありますけれども、地元の企業を支援するということで、それを講ずる策をつくるということだと思うのです。それには国と地方が中心となって、地元業者の保護育成も含めてやっていく必要があるのかなと、こう考えております。先ほど述べられたように、約300事業所が商工会に加入しております。その中で、商工会のほうでたしか400事業所が加入することによって、事務局長とかそれをまた県連のほうで置ける状況になるのかなと思いますので、ぜひ商工会に加入をしていただくことももちろんですけれども、地元業者の保護育成も含めてこれから進めていければと、こう考えております。以上です。

○議長(襟川仁志君) ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(襟川仁志君) それでは、質疑を終結いたします。

討論に入ります。最初に、反対討論はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(襟川仁志君) 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第40号 千代田町中小企業・小規模企業振興基本条例の制定について、原案どおり決すること に賛成の方の起立を求めます。

[起立全員]

○議長(襟川仁志君) 起立全員であります。

よって、議案第40号は原案どおり可決されました。

○議案第41号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(襟川仁志君) 日程第3、議案第41号 千代田町農業委員会に関する条例の制定についてを 議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

「書記朗読]

〇議長(襟川仁志君) 町長に提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

[町長(高橋純一君)登壇]

○町長(高橋純一君) 議案第41号 千代田町農業委員会に関する条例の制定につきまして、提案理由を申し上げます。

本案は、本年4月1日に施行されました改正農業委員会等に関する法律におきまして、今までの選挙制から町長の任命制に改正され、さらに農地最適化推進委員が新たに設置されることになり、これに伴い、本町においても農業委員等の定数について新たに条例を制定するものであります。

条例の内容は、第1条では条例の趣旨を定め、第2条では農業委員の定数を9名とし、第3条では 農地最適化推進委員の定数を10名とするものであります。また、第4条では農業委員会に部会を設置 する規定を定めるものでございます。

附則の1として、施行日を公布の日からとし、2において、千代田町農業委員会の選挙による委員 の定数条例は廃止することといたします。

また、現在の農業委員の任期が平成29年7月19日までとなっておりますので、3において、現に農業委員会の委員が在任する場合においては従前の例によるとする経過措置の規定でございます。

以上、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長(襟川仁志君) 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありせんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(襟川仁志君) 質疑を終結いたします。

討論に入ります。最初に、反対討論はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(襟川仁志君) 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第41号 千代田町農業委員会に関する条例の制定について、原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[起立全員]

〇議長(襟川仁志君) 起立全員であります。

よって、議案第41号は原案どおり可決されました。

○議案第42号の上程、説明、質疑、討論、採決

〇議長(襟川仁志君) 日程第4、議案第42号 千代田町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

[書記朗読]

○議長(襟川仁志君) 町長に提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

[町長(高橋純一君)登壇]

〇町長(高橋純一君) 議案第42号 千代田町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

今回提案させていただきます非常勤特別職の報酬につきましては、生活環境委員の報酬について改定するものでありまして、行政区からの要望により、町の区長報酬と同様に、また郡内の状況を勘案し、均等割と世帯割を加味した内容で、条例の一部を改正するものであります。

改正の内容につきましては、今まで定額で5万5,000円均一であったものを均等割では4万6,000円、 世帯割では1世帯当たり40円とした内容で改めるものであります。

なお、条例の施行期日は、平成29年4月1日であります。よろしくご審議の上、決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長(襟川仁志君) 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(襟川仁志君) 質疑を終結いたします。

討論に入ります。最初に、反対討論はありませんか。

「「なし」と言う人あり]

○議長(襟川仁志君) 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第42号 千代田町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[起立全員]

○議長(襟川仁志君) 起立全員であります。

よって、議案第42号は原案どおり可決されました。

○議案第43号の上程、説明、質疑、討論、採決

〇議長(襟川仁志君) 日程第5、議案第43号 千代田町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

「書記朗読]

○議長(襟川仁志君) 町長に提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

[町長(高橋純一君)登壇]

○町長(高橋純一君) 議案第43号 千代田町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、国家公務員の給与改定が平成28年8月に人事院より勧告され、11月に国会において法改正が行われたことを踏まえ、本町においても国の人事院勧告及び群馬県の人事委員会勧告に準じた給与改定を実施するため、千代田町職員の給与に関する条例の一部を改正するものでございます。

また、千代田町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び千代田町特別職の職員の給 与等に関する条例についても、勤勉手当の支給率が職員の給与条例に準じているため、支給率の改定 を行うものでございます。

詳細につきましては、総務課長から説明をさせますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

〇議長(襟川仁志君) 椎名総務課長。

〇総務課長(椎名信也君) それでは、議案第43号 千代田町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例につきまして、詳細説明を申し上げます。

平成28年の人事院勧告によりまして、民間給与との格差是正のため、給与引き上げ勧告がされたことを受けまして、11月に国会で法律が改正され、国家公務員の月例給、勤勉手当等の引き上げが行われることとなりました。また、群馬県では、国家公務員の給与改定を受け、県人事委員会勧告に沿った改定を行う予定となっておるところでございます。本町では、これまでも国、県の改正に倣い、給与改定を実施してきたことを踏まえ、今回所要の改正を行うこととしたものでございます。

具体的な改正点につきましては、お手元の資料の新旧対照表によりご説明させていただきます。

新旧対照表1ページの改正条文第1条関係でございます。千代田町職員の給与に関する条例の第18条第2項では勤勉手当の支給率を規定しておりますが、文言を法改正と同様の表記とすることに加え、一般職員の支給率を0.9月、特定幹部職員、これは具体的には課長職が該当することになるわけでございますが、1.1月と支給率を設定し、本年度の支給月数を一般職員では1.7月、特定幹部職員は2.1月とするものでございます。

第2号では、同様に再任用職員の支給率を改正いたします。1ページ下段から2ページに参りまして、附則第8項では、特定幹部職員の勤勉手当減額規定を改正するものでございます。55歳を超える特定幹部職員は、給料や期末・勤勉手当などをマイナスする特例措置が行われておりますが、先ほどご説明いたしました勤勉手当の引き上げに伴いまして、減じる額を算定するための率を改正するものでございます。

2ページ中段から7ページまでは、町職員の給料表を改定するものでございます。改正後の給料表につきましては、国家公務員の給料表に準じております。

8ページをお願いいたします。改正条文第2条関係に参りまして、職員給与条例、第4条第3項から第5項の改正でございますが、職員の昇級について改める内容となっております。従来より職員の

昇級は勤務成績に応じて行われておりますが、勤務成績の基準日以後昇級日までの期間に懲戒処分を 受けた場合には、その事由を考慮するよう定めるものでございます。

9ページをお願いいたします。第7条の扶養手当でございますが、国の人事院勧告に沿って金額の 見直しを行うものでございます。現行の金額は、配偶者が1万3,000円、その他の扶養親族は6,500円、 職員が独身の場合には1万1,000円となっておりますが、これを子が1万円、その他の扶養親族6,500円 に変更するための改正でございます。

なお、金額の見直しについては段階的に実施するため、平成29年度は附則において経過措置を規定 いたします。

9ページ下段から11ページ下段にかけての第8条では、第7条の改正に伴いまして、文言を法と同様の表記に整理するものでございます。

11ページ下段から12ページ中段にかけての第18条第2項につきましては、改正条文第1条において職員の勤勉手当の引き上げの改定を行いましたが、平成28年度におきましては6月期と12月期について異なる支給率が設定されているため、来年度以降について支給率を平準化するため、一般職では0.85月、特定幹部職員の課長職では1.05月と統一するものでございます。

同項第2号では、再任用職員の勤勉手当の支給率を同様の理由で改正するものでございます。

12ページ中段の附則第8項では、さきの勤勉手当の支給率平準化に伴いまして、特定幹部職員の減じる額を算定するための率を改正するものでございます。

13ページの改正条文第3条から第4条にかけての千代田町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例、14ページの改正条文第5条から第6条にかけての千代田町特別職の職員の給与等に関する条例の改正につきましては、期末手当の総支給月数が職員の期末・勤勉手当の総支給月数と同一月数に設定していることから、平成28年12月に支給いたします期末手当を2.175月から2.275月に改正し、職員と同様に0.1月を引き上げるものでございます。

また、平成29年6月期からの支給率につきましては、職員勤勉手当の支給率平準化により、期末手当支給率の改正を実施するものでございます。

改正文の附則をご覧いただきたいと思います。施行期日につきましては、第1条で公布の日からと しておりますが、来年度以降の手当の改正規定であります。第2条、第4条、第6条、そして扶養手 当の経過措置規定であります改正附則第3条については、平成29年4月1日より施行いたします。

また、改正文第1条中、給料表の改定、第3条、第5条については、平成28年4月1日からの適用、 改正文第1条中、職員勤勉手当の改正規定につきましては、平成28年12月1日から適用するものでご ざいます。

改正附則第2条では、遡及適用により生じた差額について支給ができるよう、給与等の内払規定を 定めております。

改正附則第3条では、改正文第2条による扶養手当の改正について経過措置を定めるものでござい

ます。具体的には、配偶者について本則6,500円のところ、平成29年度においては1万円を、子については、本則1万円のところ8,000円、職員が独身の場合は1万円を、その他の扶養者へは本則6,500円で変更はありませんが、職員が独身の場合に9,000円を支給する旨の読みかえ規定を定めるものでございます。

改正附則第4条では、規則への委任を規定するものでございます。

以上、詳細説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長(襟川仁志君) 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

4番、大谷議員。

[4番(大谷純一君)登壇]

○4番(大谷純一君) 質問させていただきます。

社会情勢に合わせて給与を変更するということなのですけれども、差異というのが今までの予算と、 人件費ですよね、これからの人件費の予算でおおよそ幾らぐらいの誤差、上昇するのであれば幾らぐ らいとかというのが出てくるでしょうか。

- 〇議長(襟川仁志君) 椎名総務課長。
- ○総務課長(椎名信也君) 大谷議員のご質問にお答えいたします。

今回の改正によりまして、この後の補正予算のほうに反映させるというようなことになっております。今回の改正で給料が上昇した職員については49名ほどおります。金額にいたしますと48万2,000円の増加ということでございます。職員の手当につきましては、386万3,000円を追加させていただくというものでございます。

以上です。

○議長(襟川仁志君) ほかにございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(襟川仁志君) 質疑を終結いたします。

討論に入ります。最初に、反対討論はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

〇議長(襟川仁志君) 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第43号 千代田町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について、原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[起立全員]

○議長(襟川仁志君) 起立全員であります。

よって、議案第43号は原案どおり可決されました。

○議案第44号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(襟川仁志君) 日程第6、議案第44号 千代田町税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

[書記朗読]

○議長(襟川仁志君) 町長に提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

[町長(高橋純一君)登壇]

〇町長(高橋純一君) 議案第44号 千代田町税条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、地方税法等の一部を改正する法律が平成28年3月31日に公布されましたので、千代田町税 条例におきましても所要の改正を行うものであります。

主な改正の内容になりますが、1点目は、延滞金の計算期間の見直しに関するもので、国税における延滞税の計算期間等の見直しに準じ、延滞金の計算期間から一定の期間を控除して計算するという 規定の改正であります。

2点目は、平成30年度から34年度までの個人町民税の医療費控除に特例を適用する規定を追加いた します。

3点目は、固定資産税におけるわがまち特例の導入を拡大するもので、固定資産税の軽減措置として、再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例措置の適用期限の延長と新たに対象施設として5項目を追加するものであります。

最後に4点目は、特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人町民税の課税の特例が創設された ことに伴う改正であります。

詳細につきましては、財務課長から説明させますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

- 〇議長(襟川仁志君) 柿沼財務課長。
- **○財務課長(柿沼孝明君)** それでは、議案第44号につきまして詳細説明を申し上げます。

本案は、地方税法等の一部を改正する法律が平成28年3月31日に公布されたことに伴いまして、千 代田町税条例につきましても所要の改正を行うものでございます。

お手元に議案第44号の資料といたしまして新旧対照表を配付させていただきましたので、この新旧対照表により説明をさせていただきます。表の右側が現行、左側が改正案となっておりますので、よろしくお願いをいたします。

それでは、新旧対照表の1ページでございます。最初に、条例第19条につきましては、納期限後に

納付し又は納入する税金又は納入金に係る延滞金を規定しておりますが、まず軽自動車税の環境性能割の創設に伴う改正で、軽自動車税の環境性能割については申告納付に当たるため、第81条の6第1項を追加するものでございます。

第2号、次のページ、2ページになりますが、第3号につきましては、軽自動車税の環境性能割に係る申告納付部分を追加するとともに、第48条第1項の規定を削除し、新たに第5号、第6号で第48条第1項に係る規定を追加するものでございます。これは、延滞金の算定率の規定に軽自動車税環境性能割に関する引用条項を追加するとともに、法人町民税について、納税義務者の申告により、当初賦課した課税額が修正申告により一旦減額更正された後、更に修正申告等が行われ、増額更正された場合の不足税額についての延滞金の取り扱い及び延滞金計算の期間から除算される期間について国税の改正に準じて総則を改正するもので、条項の新設など所要の規定の整備を行うものでございます。

なお、これからご説明申し上げます第43条の改正でございますが、普通徴収に係る個人町民税について、第48条及び第50条につきましては法人町民税について、この総則と同様に、延滞金の取り扱い及び延滞金計算期間について改正を行うものでございます。

第43条でございますが、普通徴収に係る個人町民税の賦課額の変更または決定及びこれに係る延滞 金の徴収を規定しておりますが、第1項につきましては文言の修正となります。

次の第2項、3ページになりますが、第3項につきましては、第4項の新設に伴う文言の整理となります。

第4項につきましては、次のページ、4ページにわたりまして記載をしておりますが、当初申告に対する減額更正のうち、修正申告、増額更正があった場合、その納付すべき税額に達する分について、一定期間延滞金の計算期間から除外する規定を新設いたします。第1号は、各納期限の翌日から減額更正による納税通知書が発付させるまでの期間を除外する規定。第2号では、減額更正により納税通知書が発付された日の翌日から起算して、増額更正により変更された納税通知書が発付される日までの期間を除外する規定となっております。

次の第48条の法人町民税の申告納付でございますが、第3項、次のページになりますが、第4項につきましては文言の整理に伴う修正となっております。

第5項につきましては、当初申告に対する減額更正のうち、増額更正があった場合、その納付すべき税額に達する分について、一定期間延滞金の計算期間から除外する規定を新設いたします。

次のページ、6ページになりますが、第1号につきましては、当初申告により、納付日の翌日から 減額更正の通知の日までの期間を除外する規定となっております。第2号については、減額更正の通 知の日の翌日から修正申告に係る更正の通知の日までの期間を控除する規定となっております。

第6項、第7項につきましては、第5項の新設による項ずれを修正するものでございます。

第50条、法人の町民税に係る不足税額の納付の手続でございますが、第2項、第3項につきましては、文言の見直しによる修正となっております。

次のページになりますが、第4項では、当初申告に対する減額更正のうち、修正申告、増額更正が あった場合、その納付すべき税額に達する分については一定期間延滞金を控除する規定を新たに追加 するものでございます。

8ページでございますが、第1号は、当初申告による納付日の翌日から減額更正の通知日までの期間を控除する規定、第2号については、減額更正の通知の日の翌日から修正申告に係る更正の通知の日までの期間を控除する規定となっております。

次からが附則の改正となります。まず、附則第5条、千代田町たばこ税に関する経過措置に係る規定の改正でございますが、地方税法の改正に伴う適用条文の整理及び用語の整理を行うため、9ページになりますが、第19条第3号において改正を行うものでございます。

附則第6条、特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例でございますが、9ページから10ページにかけまして記載をしておりますが、特定一般用医薬品、これは医療用医薬品から安全性に問題がないと判断された薬局でも販売されている一般用医薬品でスイッチOTC医薬品と呼ばれておりますが、この医薬品を購入した場合、その年分の購入費の合計が1万2,000円を超えるとき、その超える部分の金額をその年分の総所得金額等から控除する医療費控除の特例が設けられたことから新たに追加をするものでございます。

なお、適用期間につきましては、平成30年度から平成34年度までとなっております。

次の附則第10条の2、法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合についてでございますが、これは地方自治体が条例で決定できる地域決定型地方税制特例措置、通称わがまち特例についての改正でございます。電気事業者による再生可能エネルギー発電設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置を平成30年3月31日まで延長するとともに、それぞれの施設ごとに課税標準に乗じる軽減割合を規定するもので、第8項から第12項を追加するものでございます。

まず、第8項につきましては、太陽光発電設備のうち、特定再生エネルギー措置法に規定されます 認定発電設備は対象外となりますが、国の補助金を受け取得した太陽光発電設備が対象となるもので、 本町の条例で定める割合は3分の2とするものでございます。

第9項では、風力発電設備に課する固定資産税の課税標準について条例に定める割合を3分の2、第10項では、水力発電設備に課する固定資産税の課税標準について条例に定める割合を2分の1、第11項では、地熱発電設備に課する固定資産税の課税標準について条例に定める割合を2分の1、第12項では、バイオマス発電設備に課する固定資産税の課税標準について条例に定める割合を2分の1とするものでございます。なお、この割合につきましては、全5項目とも国が参酌基準として設定した割合としております。

次に、第20条の4、特例適用等及び特例適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例につきましては、利子等及び配当等の課税の特例の新設でございます。これは、通常他の国との二重課税の回避や脱税及び租税回避等の対応をとる場合につきましては、2国間で租税条約を締結いたしまして、国家

間の税についての取り決めをいたしますが、台湾につきましては日本との間に国交がなく、租税条約 を締結することができないということで、租税条約に相当する枠組みといたしまして法整備を行いま して、国税を初め地方税についても新たに特例が新設されるというものでございます。

10ページから14ページにかけ新たに追加となりました条文が掲載されておりますが、主な内容といたしましては、台湾に所在する組織体に日本に居住する方が投資等を行いまして、利子及び配当などを受け取る場合に、個人町民税について3%の分離課税を行うというものでございます。

14ページから18ページにかけまして、第20条の5また第20条の6がございますが、これにつきましては第20条の4が新設されたことに伴う条ずれの修正と文言の整理を行うものでございます。

最後に、議案書のほうに附則がございますが、改正されます案件につきまして、施行期日、経過措置等につきまして規定をしております。

以上、詳細説明とさせていただきます。

○議長(襟川仁志君) 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

〇議長(襟川仁志君) 質疑を終結いたします。

討論に入ります。最初に、反対討論はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(襟川仁志君) 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第44号 千代田町税条例の一部を改正する条例について、原案どおり決することに賛成の方の 起立を求めます。

[起立全員]

○議長(襟川仁志君) 起立全員であります。

よって、議案第44号は原案どおり可決されました。

○議案第45号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(襟川仁志君) 日程第7、議案第45号 千代田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例 についてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

「書記朗読]

○議長(襟川仁志君) 町長に提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

[町長(高橋純一君)登壇]

○町長(高橋純一君) 議案第45号 千代田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、平成28年3月31日に公布された所得税法等の一部を改正する法律により、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律の一部が改正されたことに伴い、千代田町国民健康保険税条例におきましても所要の改正を行うものであります。

主な改正の内容になりますが、先ほどご説明申し上げました千代田町税条例の改正と同様に、日本と台湾の間で租税条約に相当する枠組みが構築されたことから、個人町民税において分離課税される特例適用利子等及び特例適用配当等の額を国民健康保険税の所得割額の算定及び軽減判定に用いる総所得金額に含めることとなったことに伴い、規定の整備を行うものであります。

なお、施行期日につきましては、平成29年1月1日から施行となります。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長(襟川仁志君) 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(襟川仁志君) 質疑を終結いたします。

討論に入ります。最初に、反対討論はありませんか。

「「なし」と言う人あり]

○議長(襟川仁志君) 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第45号 千代田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、原案どおり決すること に賛成の方の起立を求めます。

[起立全員]

○議長(襟川仁志君) 起立全員であります。

よって、議案第45号は原案どおり可決されました。

○議案第46号の上程、説明、質疑、討論、採決

〇議長(襟川仁志君) 日程第8、議案第46号 千代田町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

「書記朗読]

〇議長(襟川仁志君) 町長に提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

[町長(高橋純一君)登壇]

○町長(高橋純一君) 議案第46号 千代田町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営 に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令の施行に伴い、所要の改正を行うものであります。

詳細につきましては、住民福祉課長から説明させますので、よろしくご審議の上、ご決定ください ますよう、よろしくお願いいたします。

- 〇議長(襟川仁志君) 森住民福祉課長。
- **○住民福祉課長(森 茂人君)** それでは、議案第46号につきまして、私のほうから詳細説明を申し上げます。

初めに、条例改正の背景でございますが、本年第1回臨時会におきましてご審議いただきました議 案第12号の千代田町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例 の一部を改正する条例に関連するものでございます。上位法でございます国の厚生労働省令におきま して、引用条項や文言の改正が行われましたことから、町条例につきましても所要の改正を行うもの でございます。

改正の内容につきましては、議案第46号の別添資料、新旧対照表に基づきましてご説明を申し上げます。新旧対照表、1ページをご覧いただきたいと思います。まず、第59条の12及び第59条の34につきましては、それぞれ運営規程の言いかえに関する文言を条文に追加するものでございます。

次に、第73条第4号につきましては、引用する条項番号を第61条第2項から第61条第4項に改める ものでございます。

次に、第82条でございますが、裏側の2ページをお開き願いまして、第6項の表中でございますが、 小規模多機能型居宅介護事業所の看護師または准看護師が兼務できる同一敷地内においての施設等の 中に、平成28年4月1日から新たに地域密着型サービス事業所として位置づけられました指定地域密 着型通所介護事業所を加えるものでございます。

以上で詳細説明とさせていただきます。

O議長(襟川仁志君) 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(襟川仁志君) 質疑を終結いたします。

討論に入ります。最初に、反対討論はありませんか。

「「なし」と言う人あり]

○議長(襟川仁志君) 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第46号 千代田町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める 条例の一部を改正する条例について、原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[起立全員]

○議長(襟川仁志君) 起立全員であります。

よって、議案第46号は原案どおり可決されました。

○議案第47号の上程、説明、質疑、討論、採決

〇議長(襟川仁志君) 日程第9、議案第47号 千代田町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

[書記朗読]

○議長(襟川仁志君) 町長に提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

[町長(高橋純一君)登壇]

○町長(高橋純一君) 議案第47号 千代田町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備 及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関す る基準を定める条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令の施行に伴い、所要の改正を行うものであります。

詳細につきましては、住民福祉課長から説明させますので、よろしくご審議の上、ご決定ください ますようお願い申し上げます。

- 〇議長(襟川仁志君) 森住民福祉課長。
- **○住民福祉課長(森 茂人君)** それでは、議案第47号につきまして、私のほうから詳細説明を申し 上げます。

初めに、条例改正の背景でございますが、本年第1回臨時会におきましてご審議いただきました議 案第13号 千代田町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密 着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部 を改正する条例に関連するものでございます。先ほどご審議いただきました議案第46号と同様に、上 位法であります国の厚生労働省令において改正が行われましたことから、町の条例につきましても所 要の改正を行うものでございます。

改正の内容につきましては、議案第47号別添資料、新旧対照表に基づきましてご説明を申し上げま

すので、新旧対照表1ページをご覧ください。まず、第39条第1項につきまして、条文の最終行の下 線部分の聞くの漢字の表記を聴聞の聞の字から聴の字に改めるものでございます。

次に、第44条第6項の表でございますが、2ページ裏側をお開き願います。表中の下線部分でございますが、小規模多機能型居宅介護事業所の看護師または准看護師が兼務できる同一敷地内にある施設の中に、新たに指定地域密着型通所介護事業所を加えるものでございます。

次に、第86条、3 行目の下線部でございますけれども、介護予防認知症対応型共同生活介護事業所、いわゆる認知症対応型のグループホームに準用する規定のうち、第39条第 5 項は該当しないことから、条文中の第39条の後に(第 5 項を除く。)という文言を追加するものでございます。

なお、第39条第5項を除外する理由でございますが、第39条で規定しております介護予防認知症対応型通所介護、いわゆる認知症対応型のデイサービスに関する内容ですけれども、第39条中、第5項の規定は、認知症対応型デイサービスの事業所がサービスつき高齢者向け住宅などの高齢者住宅等に併設される、つまり同一の建物内にある、そのような場合においては、当該サービスつき高齢者向け住宅の居住者にサービスを提供するのみではなくて、それ以外の外部の利用者に対してもサービスを提供するように努めなければならないというようなものでございました。この規定を認知症対応型グループホームに準用した場合、グループホームは利用者の生活する住居でございますので、グループホームの入居者以外の方が利用者としてサービスを提供するということは現実的に実際には起こり得ないということでございますので、準用規定の中から第5条を除外するというものでございます。

以上、詳細説明とさせていただきます。

○議長(襟川仁志君) 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(襟川仁志君) 質疑を終結いたします。

討論に入ります。最初に、反対討論はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(襟川仁志君) 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第47号 千代田町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[起立全員]

○議長(襟川仁志君) 起立全員であります。

よって、議案第47号は原案どおり可決されました。

○議案第48号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(襟川仁志君) 日程第10、議案第48号 平成28年度千代田町一般会計補正予算(第5号)に ついてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

[書記朗読]

○議長(襟川仁志君) 町長に提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

[町長(高橋純一君)登壇]

○町長(高橋純一君) 議案第48号 平成28年度千代田町一般会計補正予算(第5号)につきまして、 提案理由の説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,728万4,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ50億5,665万6,000円とするほか、債務負担行為を追加するものであります。

それでは、補正の概要について申し上げます。最初に、歳入でありますが、事業費の増加などにより民生費及び教育費の国庫支出金及び県支出金をそれぞれ追加いたします。

また、諸収入では、奨学金貸付金及び舞木土地区画整理組合への貸付金に伴う返還金を追加すると ともに、雑入でも、スポーツ振興くじ助成金について交付決定があったことから追加するものであり ます。

次に、歳出でありますが、人件費については、ほとんどの項目で人事院勧告によります改定分を追加させていただきます。

その他主なものとしては、総務費の基金積立金では、舞木土地区画整理組合からの返還金分を公共 施設建設基金に積み立てを行い、また、まち・ひと・しごと創生事業費については、おもてなしマラ ソンの事業費を追加いたします。

民生費の障害者福祉費では、利用者の増加を見込み、各事業において扶助費などを追加いたします。 農林水産業費では農地整備事業費を、土木費では道路維持費及び道路新設改良費をそれぞれ追加い たします。

消防費では、負担金が確定したことから、非常備消防費及び消防施設費を減額いたします。

教育費の教育振興費では、対象者の増加を見込み、就園奨励費を追加いたします。

詳細につきましては、財務課長から説明させますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいます ようお願い申し上げます。

- 〇議長(襟川仁志君) 柿沼財務課長。
- **○財務課長(柿沼孝明君)** それでは、議案第48号につきまして詳細説明を申し上げます。

最初に、補正予算書の1ページをお願いいたします。歳入歳出予算の補正でございます。第1条第 1項でございますが、予算の総額に追加する補正額を2,728万4,000円と定め、歳入歳出予算の総額を 歳入歳出それぞれ50億5,665万6,000円とするものでございます。

第2項でございますが、補正の款項の区分及び区分ごとの金額等を第1表、歳入歳出予算補正で定めることを規定しておりまして、2ページから4ページにわたりまして記載をさせていただいております。

次に、債務負担行為の補正の第2条でございますが、債務負担行為の追加は、第2表 債務負担行 為補正によるということで定めておりまして、5ページになりますが、お開きいただきたいと思いま す。債務負担行為補正では、図書館システムリース事業を追加いたします。債務負担行為とは、地方 自治法に基づき、次年度以降にわたる債務について、事業名、期間、限度額を設定するもので、今回 山屋記念図書館において図書館システムを平成33年度までのリースによる入れかえを行うため、限度 額2,000万円の債務負担行為を設定するものでございます。

それでは、補正予算書の内容につきまして事項別明細書によりご説明申し上げますので、9ページ、10ページをお願いいたします。なお、説明に当たりましては、右側、説明欄をもとにご説明いたしますので、よろしくお願いをいたします。

初めに、歳入でございます。13款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金の3節障害者自立支援給付費負担金では、介護給付費負担金、相談支援給付費負担金を合わせまして21万7,000円を追加いたします。

その下になります。 5 節の障害児施設措置費等負担金では、利用者の増加を見込みまして178万円 を追加いたします。

次の2項国庫補助金、5目教育費国庫補助金、2節幼稚園就園奨励費補助金につきましても、対象者の増加を見込みまして22万3,000円を追加いたします。

11、12ページをお願いいたします。14款県支出金、1項県負担金、1目民生費県負担金の6節障害 児施設措置費等負担金につきましても、先ほどの国庫負担金と同様に、利用者の増加を見込みまして 89万円を追加いたします。

下段の3項県委託金でございますが、障害者施設の基礎資料を得るため、おおむね5年ごとに実施しております生活のしづらさなどに関する調査を今年度実施することから、県の委託金4万1,000円を新規に追加いたします。

13、14ページをお願いいたします。17款繰入金、1項特別会計繰入金、2目1節後期高齢者医療特別会計繰入金では、平成27年度の後期高齢者医療広域連合への本町分の負担金について精算による返還金があったことから、30万9,000円を追加いたします。

3目1節介護保険事業特別会計繰入金でも、介護保険事業特別会計において、当初予算計上額について精査を行い、一般会計へ戻すため、繰入金102万円を追加いたします。

19款諸収入、3項1目貸付金元利収入、1節奨学金貸付金返還金でございますが、2名の方からの繰上償還があったことから60万円を、また次の2節でも、舞木土地区画整理組合への貸付金のうち、

1区画分の売却分について520万円返却がございましたので、追加するものでございます。

15、16ページをお願いいたします。 4項3目3節雑入でございますが、ちよだ利根川おもてなしマラソンの参加者負担金、500人分、96万円を追加いたします。

その下の項目、スポーツ振興くじ助成金でございますが、町民体育館の床改修及び総合体育館へのトレーニングマシンの設置について、独立行政法日本スポーツ振興センターのスポーツ振興くじ助成金について交付決定があったことから、1,580万円を追加いたします。

17、18ページをお願いいたします。続きまして、歳出につきましてのご説明となります。各項目の職員人件費につきましては、人事院勧告によります改定分について補正をさせていただいております。

2 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費の一般経費になりますが、震災復興特別交付税返還金について120万円を追加いたします。これは、東日本大震災からの復旧、復興事業に係る地方負担分について、特別枠で平成23年度に交付されたものでございますが、西保育園及び町民プラザなどの復旧工事費において補助対象経費と重複して交付を受けていたことなどによりまして返還を行うものでございます。

19、20ページをお願いいたします。4目財産管理費の基金積立金でございますが、説明欄に記載の各種基金の利息分を積み立てるため、記載の額を追加いたします。

なお、公共施設建設基金積立金につきましては、先ほど歳入の中でも説明を申し上げましたが、舞木土地区画整理組合への貸付金のうち520万円の返還があったことから、貸し付け時の財源として取り崩しましたこの基金へ積戻しを行うため、利息分とあわせまして追加をするものでございます。

7目の防犯対策費の防犯対策事業では、区からの要望に対応するため、防犯灯の設置工事費40万円、 また次の8目交通安全対策費でも、事故防止を図るため、路面標示等の補修費用400万円を追加いた します。

11目まち・ひと・しごと創生事業費のうち、新しい雇用環境の創出事業では、新規工業団地造成に際し、治水対策として調整池算定のための委託料90万円を追加いたします。

次のページにかけて記載があります人の交流促進事業でございますが、来年1月に行いますちよだ 利根川おもてなしマラソン事業に係る経費について246万円を追加いたします。

2項徴税費、2目賦課徴収費でございますが、税制改正に伴う法人町民税のシステムの改修費といたしまして35万1,000円を追加いたします。

23、24ページをお願いいたします。下段になりますが、3款民生費、1項社会福祉費、2目障害者福祉費の障害者施設補助等事業また障害者自立支援事業、次のページになりますが、障害児施設措置事業でございますが、それぞれの事業において利用者の増加が見込まれることから、扶助費など記載の金額を追加いたします。

また、一番下の生活のしづらさ調査事業でございますが、先ほど歳入の項目でもご説明いたしましたが、障害者施設の基礎資料を得るため、おおむね5年ごとに実施をしております生活のしづらさな

どに関する調査を県からの委託を受け今年度新たに実施するため、5万円を追加いたします。

3目高齢者福祉費の介護保険事業特別会計繰出金でございますが、給付費や事務費の見直しなどによりまして420万5,000円を減額いたします。

27、28ページをお願いいたします。2項児童福祉費、1目児童福祉総務費の一般経費でございますが、27年度分の子ども・子育て支援交付金などについて不用額を返還するもので、180万円を追加いたします。

ページが飛びまして、31、32ページをお願いいたします。6款農林水産業費、1項農業費、5目農地費の農地整備事業では、区の要望に対応するため、農業用排水路及び農道整備工事費100万円を追加いたします。

33、34ページをお願いいたします。8款土木費、2項道路橋梁費、2目道路維持費の道路維持事業でも、区の要望に対応するため、雑工事費100万円を追加いたします。

その下、3目道路新設改良費につきましては、赤岩地内の道路改良工事に伴い、転落防止等の安全 対策も講じる必要があることから、500万円を追加いたします。

5 目渡船管理費では、千代田丸のスクリューの修繕費用などを合わせまして51万円を追加いたします。

35、36ページをお願いいたします。下段になりますが、9款 1 項消防費におきましては、2 目非常備消防費、3 目消防施設費とも館林地区消防組合への負担金の額が確定したことから、減額をいたします。

37、38ページをお願いいたします。10款教育費、1項教育総務費、5目教育振興費の就園奨励事業に83万6,000円を追加いたします。これは、先ほど歳入の項目でもご説明いたしましたが、対象者の増加によるものでございます。

39、40ページになりますが、2項小学校費、1目学校管理費の学校運営費でございますが、西小学校の管理用備品購入費に64万8,000円を追加いたします。これは、牛乳用保冷庫の老朽化に伴う入れかえを行うためでございます。

41、42ページをお願いいたします。5項社会教育費、5目町民プラザ費でございますが、施設管理 事業といたしまして、事務所北側の樹木を伐採するため、伐採手数料24万9,000円、その下の項目で ございますが、町民プラザの館内清掃業務の委託料19万2,000円を追加いたします。

43、44ページをお願いいたします。下段の14款 1 項 1 目予備費に144万8,000円を追加いたしまして、 収支の均衡を図るものでございます。

ページが飛びまして、48、49ページをお願いいたします。債務負担行為で翌年度以降にわたるものについて前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書でございますが、冒頭申し上げましたが、第2表、債務負担行為補正において限度額を設定させていただきましたが、こちらの表では、当該年度以降の支出予定額について、財源の内訳とあわせまして表

記をしているものでございます。

ページ戻りまして、45ページから47ページにかけまして給与明細書も添付をさせていただいております。

以上、詳細説明とさせていただきます。

○議長(襟川仁志君) 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

小林議員。

[8番(小林正明君)登壇]

○8番(小林正明君) 20ページの交通安全対策費、15工事請負費400万と計上されておりますが、 交通安全施設整備事業等で400万ということでありますが、これはどこの地区といいますか、場所は どこでしょうか。教えていただけますでしょうか。

そして、具体的にどのようなことをやるのか、お尋ねいたします。

- 〇議長(襟川仁志君) 椎名総務課長。
- ○総務課長(椎名信也君) 小林議員のご質問にお答えいたします。

20ページの交通安全施設整備事業ということでございますが、道路標示補修工事費に400万円計上させていただいたものでございます。この工事につきましては、現在、道路標示の「止まれ」あるいは外側線が現在消えかかっている箇所が見受けられます。そういったことから、順次改修いたしたく追加するものでございます。

工事場所等については、どこというのはございませんが、町内一円を実施する予定でございます。 これら区長さんの要望等もございまして、それにあわせて安全な通行ができるように配慮するための ものでございます。

以上です。

○議長(襟川仁志君) ほかに質疑はありませんか。

9番、柿沼議員。

[9番(柿沼英己君)登壇]

○9番(柿沼英己君) 20ページの新しい雇用環境の創出事業として新規工業団地造成事業ということで、説明で調整池ということで、調査・設計委託料ということが出ています。ということは、先日上毛新聞で県の工業団地の内容が出ていましたけれども、そういった五箇川周辺のところで決まったということなのでしょうか。その辺を確認したいと思います。

それから、もう一点なのですけれども、スポーツ振興くじですか、16ページですけれども、助成金が1,580万円、トレーニングマシンの交付決定ということで、大変すばらしいことだと思うのですけれども、トレーニングマシンの運用方法をどのように考えているのか、お聞きします。

〇議長(襟川仁志君) 石橋都市整備課長。

○都市整備課長(石橋俊昭君) まず、新規工業団地関係につきましてご回答いたします。

こちらは、現在、新規工業団地推進のために関東農政局と国との協議を行っているところなのですけれども、区域のほうは特に今のところまだ確定はしていないのですけれども、今後農政協議のほうが進んできたときに、工業団地の区域、そちらの治水対策として必要となる調整池の算定ですね、これが時間当たりの雨量だとか貯水能力だとか調整した五箇川への放流量とかの算定をするための委託料となります。区域のほうが決まった段階でこういった調整池の算定のほうをさせていただきたく、要望させていただいたものでございます。

以上です。

- 〇議長(襟川仁志君) 宗川教育委員会事務局長。
- ○教育委員会事務局長(宗川正樹君) それでは、ご質問にお答えいたします。

トレーニングマシンの運用方法ということでございます。こちらにつきましては、総合体育館の2階のトレーニング室に設置をさせていただいたものでございます。トレーニング室がやはり今現状で利用者のほうが少ないということでございまして、このような形でtotoの助成金によりましてトレーニングマシンを追加をさせていただいて、利用を高めたいと考えております。このようなことで、せっかくtotoの助成金を活用したトレーニングマシンが入りましたので、また広報等によりましてこの辺の周知を図って、利用者にたくさん利用していただくように一層広報に努めたいと思います。以上でございます。

○議長(襟川仁志君) ほかに質疑はありませんか。

2番、酒巻議員。

[2番(酒巻広明君)登壇]

- **〇2番(酒巻広明君)** 34ページの15で工事負担金500万円ということで、赤岩地内の予定ということなのですが、場所が具体的にわかったら教えていただきたいのですが。
- ○議長(襟川仁志君) 石橋都市整備課長。
- ○都市整備課長(石橋俊昭君) ご質問にお答えさせていただきます。

赤岩地内ということで場所なのですけれども、保健センター、赤岩郵便局がございます。あそこの 熊谷館林線の変則の五差路から柿沼登宅のほうに東へ向かう道路、そちらのほうが地元から以前から 要望が出ておりましたので、そこの箇所になります。

今回追加させていただきます500万円でございますが、当初、去年なのですけれども、予算計上時ではそこまでちょっと考えていなかったところもあるのですけれども、今年、農業用水の転落事故、死亡事故があって、それの判決も考慮した中で、この道路の沿線、約200メーターあるのですけれども、そこそこの断面の農業用水が並行しておりますので、またここは通学路ということにもなっていますので、危険防止のため転落防止柵、ガードパイプのほうを予定しているのですけれども、これを200メーターほど全線施工したいと考えております。

以上です。

- 〇議長(襟川仁志君) 2番、酒巻議員。
- **〇2番(酒巻広明君)** 私も地元で小さいころからあの辺をよく自転車でこいだり歩いたりいろいろしていたのですけれども、確かに危ない箇所で、先日の事故等ありましたので、しっかり、ここは多分中学校の自転車の通学路になっていると思います。私も車で通ったときとか危ないなと思ったりすることもあるので、しっかりすみ分けのできたいい道路にしていただければと思います。

以上です。

○議長(襟川仁志君) ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(襟川仁志君) 質疑を終結いたします。

討論に入ります。最初に、反対討論はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(襟川仁志君) 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第48号 平成28年度千代田町一般会計補正予算(第5号)について、原案どおり決することに 賛成の方の起立を求めます。

[起立全員]

○議長(襟川仁志君) 起立全員であります。

よって、議案第48号は原案どおり可決されました。

ただいまから10時50分まで休憩といたします。

休憩 (午前10時35分)

再 開 (午前10時50分)

○議長(襟川仁志君) 休憩を閉じて再開いたします。

○議案第49号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(襟川仁志君) 続きまして、日程第11、議案第49号 平成28年度千代田町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)についてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

「書記朗読]

○議長(襟川仁志君) 町長に提案理由の説明を求めます。 高橋町長。

[町長(高橋純一君)登壇]

〇町長(高橋純一君) 議案第49号 平成28年度千代田町国民健康保険特別会計補正予算(第2号) につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額から1,303万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出 それぞれ16億4,681万4,000円とするものであります。

補正の主な内容ですが、歳入につきましては、県支出金では高額医療費共同事業負担金を追加し、 共同事業交付金では概算交付見込額が確定したことにより減額するものであります。

繰入金では、事業費等の見直しによりまして減額するものでございます。

また、5款前期高齢者交付金ですが、財源補正をするものであります。

次に、歳出ですが、総務費を減額し、保険給付費及び共同事業拠出金並びに諸支出金を、給付実績 に伴いまして、それぞれ追加及び財源補正するものであります。

また、後期高齢者支援金等及び前期高齢者納付金等では、決定額に基づき減額するものであります。 詳細につきましては、住民福祉課長に説明させますので、よろしくご審議の上、決定くださいます ようお願い申し上げます。

- 〇議長(襟川仁志君) 森住民福祉課長。
- **○住民福祉課長(森 茂人君)** それでは、議案第49号につきまして詳細説明を申し上げます。

事項別明細書によりましてご説明させていただきたいと思いますので、事項別明細書 7 ページ、8 ページのほうをお開きください。まず、歳入でございますが、6 款 1 項 1 目の高額医療費共同事業負担金でございますけれども、県国保連合会へ拠出する負担額に対しまして、県が対象経費の4分の1を負担するものですが、概算見込みによりまして135万円増額させていただくものです。

次に、7款1項共同事業交付金ですが、これはレセプト1件当たりにつきまして、1目では80万円を超えるもの、2目では1円から80万円までの医療負担に対しまして交付されるものですが、概算見込みによりまして、それぞれ減額をするものでございます。

9款1項1目の一般会計繰入金ですが、職員人件費及び事務費の見直しによりまして67万5,000円 を減額するものでございます。

続きまして、歳出でございます。 9 ページ、10ページをお開き願います。 1 款総務費の 1 項 1 目一般管理費につきましては、職員人件費を追加いたしまして、レセプト点検事業では臨時職員賃金を減額するものでございます。

次に、2款1項1目では財源補正を行い、4目の退職被保険者等療養費では、給付実績に伴いまして、支出見込み増のため、20万円を追加するものでございます。

また、めくっていただきまして、11ページ、12ページへ続いておりますけれども、2款2項1目の 一般被保険者高額療養費につきましては、財源補正を行うものでございます。

次に、3款1項の後期高齢者支援金等及び4款1項の前期高齢者納付金等につきましては、今年度の概算負担額が決定されたことを受けまして、それぞれ減額を行うものでございます。

次に、13、14ページをお開き願います。7款1項1目の高額医療費共同事業医療費拠出金につきましては、高額な医療費に対します国保財源の安定化事業ですが、事業費の拠出金が増額見込みとなりましたため540万円を追加し、4目の保険財政共同安定化事業拠出金では財源補正を行うものでございます。

次に、11款1項の償還金及び還付加算金では、見込み額に伴いまして追加するものでございます。 以上で詳細説明とさせていただきます。

○議長(襟川仁志君) 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(襟川仁志君) 質疑を終結いたします。

討論に入ります。最初に、反対討論はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(襟川仁志君) 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第49号 平成28年度千代田町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について、原案どおり 決することに賛成の方の起立を求めます。

[起立全員]

○議長(襟川仁志君) 起立全員であります。

よって、議案第49号は原案どおり可決されました。

○議案第50号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(襟川仁志君) 日程第12、議案第50号 平成28年度千代田町後期高齢者医療特別会計補正予 算(第1号)についてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

[書記朗読]

○議長(襟川仁志君) 町長に提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

[町長(高橋純一君)登壇]

○町長(高橋純一君) 議案第50号 平成28年度千代田町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号) につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に30万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億111万2,000円とするものであります。

補正の主な内容ですが、歳入では、保険基盤安定繰入金を減額し、繰越金及び雑入として後期高齢

者広域連合市町村負担金の精算返還金を追加するものでございます。

また、歳出につきましては、総務費及び一般会計繰出金を追加し、後期高齢者医療広域連合納付金を見込み額に基づき減額するものであります。

詳細につきましては、住民福祉課長に説明させますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

- 〇議長(襟川仁志君) 森住民福祉課長。
- **○住民福祉課長(森 茂人君)** それでは、議案第50号につきまして詳細説明を申し上げます。

事項別明細書をご覧いただきまして、7ページ、8ページをお開き願いたいと思います。まず、歳入でございますが、2款1項2目の保険基盤安定繰入金につきましては、低所得者に係ります保険料軽減相当額を基準としまして、一般会計から後期会計へ繰り入れることが定められているものでございますが、広域連合によりまして今年度の決定額が示されたことによります減額というものでございます。

3款1項1目の繰越金につきましては、平成27年度の繰越金の確定による追加でございます。

また、4款2項1目の雑入ですが、平成27年度の後期高齢者医療広域連合市町村負担金、共通経費を支出しているものでございますが、その精算返還金としまして30万9,000円を追加するものでございます。

次に、めくっていただきまして、9ページ、10ページをお開き願います。歳出でございますが、1 款1項1目の一般管理費ですが、検診実績をもとに、後期高齢者分の長寿医療健康検診費用委託料を 追加させていただくものでございます。

次に、2款1項1目の後期高齢者医療広域連合納付金では、歳入2款と対になりますけれども、今年度の保険基盤安定繰入金額が決定いたしましたことによりまして減額を行うものでございます。

次に、3款2項1目の他会計繰出金ですが、歳入4款で受け入れます後期高齢者医療広域連合市町 村負担金の精算返還金を一般会計に繰り出すものでございます。

以上で詳細説明とさせていただきます。

○議長(襟川仁志君) 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

「「なし」と言う人あり]

〇議長(襟川仁志君) 質疑を終結いたします。

討論に入ります。最初に、反対討論はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(襟川仁志君) 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第50号 平成28年度千代田町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について、原案どお

り決することに賛成の方の起立を求めます。

[起立全員]

〇議長(襟川仁志君) 起立全員であります。

よって、議案第50号は原案どおり可決されました。

○議案第51号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(襟川仁志君) 日程第13、議案第51号 平成28年度千代田町介護保険特別会計補正予算(第2号)についてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

[書記朗読]

○議長(襟川仁志君) 町長に提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

[町長(高橋純一君)登壇]

〇町長(高橋純一君) 議案第51号 平成28年度千代田町介護保険特別会計補正予算(第2号)につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,901万9,000円を減額し、予算の総額を 歳入歳出それぞれ9億4,627万7,000円とするものであります。

補正の主な内容ですが、歳入につきましては、介護保険料では事業費の見直しによりまして、その 財源分を減額するものであります。

国庫支出金、支払基金交付金及び県支出金では、事業費の見直しによりまして、介護給付費負担金 等を減額し、地域支援事業交付金等を追加するものであります。

繰入金では、事業費等の見直しによりまして、介護給付費繰入金を減額し、地域支援事業、職員給 与費及び事務費に係る繰入金をそれぞれ追加するものであります。

次に、歳出ですが、総務費では、職員人件費、電算業務委託料を追加し、使用料を減額。

保険給付費では、事業費見込みにより減額を行います。

地域支援事業費ではサービス事業費を追加し、諸支出金では一般会計繰出金を追加するものであります。

詳細につきましては、住民福祉課長から説明させますので、よろしくご審議の上、ご決定ください ますようお願い申し上げます。

- ○議長(襟川仁志君) 森住民福祉課長。
- **○住民福祉課長(森 茂人君)** それでは、議案第51号につきまして詳細説明を申し上げます。

補正予算書7ページ、8ページの事項別明細書をご覧いただきたいと思います。まず、歳入でございますが、1款1項1目の第1号被保険者保険料につきましては、保険給付費及び地域支援事業費の

見直しによりまして、その財源分を減額するものでございます。

次に、3款国庫支出金、1項1目の介護給付費負担金につきましては、保険給付費の見直しによりまして702万円を減額するものでございます。

次に、3款2項2目及び3目の地域支援事業交付金につきましては、地域支援事業の見直しによりまして、2つの項、合計で68万5,000円を追加するものでございます。

次に、4款支払基金交付金、1項1目の介護給付費交付金につきましては、保険給付費の見直しによりまして1,192万8,000円を減額するものでございます。

9ページ、10ページをお開き願います。 4款 1 項 2 目の地域支援事業支援交付金につきましては、 地域支援事業費の見直しによりまして71万4,000円を追加するものでございます。

次に、5款県支出金、1項1目の介護給付費負担金につきましては、保険給付費の見直しによりまして682万5,000円を減額するものでございます。

次に、5款3項1目及び2目の地域支援事業交付金につきましては、地域支援事業費の見直しによりまして、3項合計で34万2,000円を追加するものでございます。

次に、7款1項の一般会計繰入金でございますが、1目の介護給付費繰入金では、保険給付費の見直しによりまして532万5,000円を減額し、11ページ、12ページをお開き願いまして、2目及び3目の地域支援事業繰入金につきましては、地域支援事業費の見直しによりまして、2目、3目合計で36万3,000円を追加するものでございます。

また、5目のその他一般会計繰入金につきましては、職員人件費及び事務費の見直しによりまして、合計で88万3,000円を追加するものでございます。

13、14ページをお開き願います。続きまして、歳出でございますが、1款総務費、1項1目の一般管理費につきましては、職員人件費11万3,000円を追加するほか、介護保険事業運営費では、制度改正等への対応のためのシステム改修に係る電算業務委託料86万4,000円を追加し、システム使用料の見直しにより23万9,000円を減額するものでございます。介護保険計画事業では、第7期事業計画の策定に伴います事前調査の実施に当たりまして、調査票の郵送料2万2,000円を追加するものでございます。

2款の保険給付費につきましては、15、16ページに続きますけれども、各サービスの給付費の見込み額に基づきまして補正を行いまして、2款合計で4,260万円を減額するものでございます。

17、18ページをお開き願います。4款地域支援事業費でございますが、1項1目の介護予防・生活支援サービス事業費につきましては、支出見込み額に基づきまして、サービス事業費254万4,000円を追加するものでございます。

次に、3項1目の一般管理費につきましては、職員人件費12万3,000円を追加するものでございます。

19、20ページをお開き願います。4款4項1目の審査支払手数料につきましては、総合事業費の見

込み増に伴いまして1万円を追加するものでございます。

7款3項1目の他会計繰出金につきましては、前年度の事業費を精査した結果、一般会計から繰入金に剰余分が生じたことから、繰り戻し分として102万円を追加するものでございます。

8 款 1 項 1 目の予備費につきましては、歳入歳出の均衡を図るため、87万6,000円を減額するものでございます。

今回、サービス給付等減額はございますけれども、法改正に伴います施設への報酬見直しというものがございまして、その分が大きく影響しているという内容に全体的にはなります。

以上で詳細説明とさせていただきます。

○議長(襟川仁志君) 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(襟川仁志君) 質疑を終結いたします。

討論に入ります。最初に、反対討論はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(襟川仁志君) 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第51号 平成28年度千代田町介護保険特別会計補正予算(第2号)について、原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[起立全員]

○議長(襟川仁志君) 起立全員であります。

よって、議案第51号は原案どおり可決されました。

○議案第52号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(襟川仁志君) 日程第14、議案第52号 平成28年度千代田町下水道事業特別会計補正予算(第3号)についてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

[書記朗読]

○議長(襟川仁志君) 町長に提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

[町長(高橋純一君)登壇]

〇町長(高橋純一君) 議案第52号 平成28年度千代田町下水道事業特別会計補正予算(第3号)に つきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ19万4,000円を追加し、歳入歳出それぞれ

3億1,579万6,000円とするものでございます。

補正の主な内容でございますが、歳入では、一般会計繰入金19万4,000円を追加するものであります。

歳出につきましては、人事院勧告に基づき、本年4月1日にさかのぼって実施される給与改定による19万4,000円が不足いたしますので、その分を追加するものであります。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長(襟川仁志君) 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(襟川仁志君) 質疑を終結いたします。

討論に入ります。最初に、反対討論はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

〇議長(襟川仁志君) 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第52号 平成28年度千代田町下水道事業特別会計補正予算(第3号)について、原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[起立全員]

○議長(襟川仁志君) 起立全員であります。

よって、議案第52号は原案どおり可決されました。

○同意第10号の上程、説明、質疑、討論、採決

〇議長(襟川仁志君) 日程第15、同意第10号 千代田町教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

[書記朗読]

○議長(襟川仁志君) 町長に提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

[町長(高橋純一君)登壇]

○町長(高橋純一君) 同意第10号 千代田町教育委員会の委員の任命につき同意を求めることにつきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、教育委員である吉羽静江氏が前任者の残任期間ということで、来年2月11日をもって任期 満了を迎えることから、引き続き教育委員として再任いたしたく、議会の同意をお願いするものであ ります。 吉羽氏は、長い教員生活の中で、本町での勤務経験が長く、本町のことはもちろん、東・西小学校 及び千代田中学校を知り尽くしている方であります。人柄も温厚で信頼も厚く、教育委員として適任 でございますので、再度教育委員にお願いするものであります。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長(襟川仁志君) 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(襟川仁志君) 質疑を終結いたします。

討論に入ります。最初に、反対討論はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(襟川仁志君) 討論を終結いたします。

採決いたします。

同意第10号 千代田町教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについて、原案どおり同意 することに賛成の方の起立を求めます。

[起立全員]

○議長(襟川仁志君) 起立全員であります。

よって、同意第10号は原案どおり同意することに決定いたしました。

○同意第11号の上程、説明、質疑、討論、採決

〇議長(襟川仁志君) 日程第16、同意第11号 千代田町教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

[書記朗読]

○議長(襟川仁志君) 町長に提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

[町長(高橋純一君)登壇]

〇町長(高橋純一君) 同意第11号 千代田町教育委員会の委員の任命につき同意を求めることにつきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、現教育委員の福田英世委員が来年2月11日をもって任期満了を迎えるに当たり、後任として増田秀紀氏を選任いたしたく提案するものであります。

増田氏は、平成19年4月より5年間、子ども会育成会本部役員として地域の子供たちの健全育成に ご尽力され、平成22年4月から1年間会長を務められました。また、現在、有限会社増田造花製作所 の代表取締役として葬祭事業会社を経営されて、社会的信望も厚く、人格も高潔であるとともに、豊 かな見識をお持ちの方であります。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の第4条第5項では、教育委員の任命に当たって、委員の年齢、性別、職業等に著しい偏りが生じないよう配慮するとともに、委員のうちに保護者である者が含まれるようにしなければならないと規定されております。増田氏は、保護者の観点から、多角的見地よりご意見をいただけるものと考えており、適任者であると思っております。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長(襟川仁志君) 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

〇議長(襟川仁志君) 質疑を終結いたします。

討論に入ります。最初に、反対討論はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(襟川仁志君) 討論を終結いたします。

採決いたします。

同意第11号 千代田町教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについて、原案どおり同意 することに賛成の方の起立を求めます。

[起立全員]

〇議長(襟川仁志君) 起立全員であります。

よって、同意第11号は原案どおり同意することに決定いたしました。

○発議第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

〇議長(襟川仁志君) 日程第17、発議第1号 地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見 書の提出についてを議題といたします。

書記に議案及び意見書を朗読させます。

[書記朗読]

○議長(襟川仁志君) 提出者に提案理由の説明を求めます。

8番、小林議員。

「8番(小林正明君)登壇]

○8番(小林正明君) それでは、発議第1号 地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見 書の提出について、提案理由を説明させていただきます。

現在、全国の町村議会が抱えている問題の一つとして、地方議会の重要性が論じられる中、町村議会においては議員のなり手が不足し、深刻化しているところであります。昨年行われました統一地方選挙においては、全国928ある町村のうち、およそ約4割に当たる373町村において議員選挙が行われ

ました。そのうち、2割以上に当たる89町村では無投票当選となり、中でも4町村では定数割れという状況でありました。

ご承知のとおり、議員を退職した後の生活の保障も基礎年金しかありません。こうした状況下において、特に今後の議会を担う若い世代の方に立候補を期待しても、サラリーマンの方については加入していた厚生年金も議員の在職期間は通算されず、老後に受け取る年金も低くなってしまいます。住民の代表として議会がこれまで以上にまちづくりにしっかり関わっていくためには、幅広い層の世代の方々が議員をやろうと思うような環境づくりを行っていかなければならない、そのためには、地方議会議員の年金制度を時代にふさわしいものにすることにより、議員を志す新たな人材確保につながっていくことと考えておりますので、この意見書への皆様方のご賛同をお願いし、提案理由の説明を終わります。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長(襟川仁志君) 説明が終わりましたので、提出者に対し質疑を許します。

質疑はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(襟川仁志君) 質疑を終結いたします。

討論に入ります。最初に、反対討論はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(襟川仁志君) 討論を終結いたします。

採決いたします。

発議第1号 地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書の提出について、原案どおり各関係機関に提出することに賛成の方の起立を求めます。

[起立全員]

〇議長(襟川仁志君) 起立全員であります。

よって、発議第1号は原案どおり可決されました。

〇次会日程の報告

○議長(襟川仁志君) これで本日の日程は終了いたしました。

お諮りいたします。ただいまから14日まで休会といたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(襟川仁志君) ご異議なしと認めます。

よって、14日まで休会といたします。

なお、12日月曜日は総務文教常任委員会、13日火曜日は福祉産業常任委員会をそれぞれ全員協議会 室において午前9時から開催いたしますので、よろしくお願いいたします。

○散会の宣告

○議長(襟川仁志君) 本日は以上をもって散会いたします。

大変ご苦労さまでした。

散 会 (午前11時29分)

_	84	_
---	----	---

平成28年第4回千代田町議会定例会

議事日程(第3号)

平成28年12月15日(木)午前9時開議

日程第 1 議員派遣の件

日程第 2 閉会中の継続調査の申し出

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○出席議員(12名)

	1番	大	澤	成	樹	君	2番	酒	巻	広	明	君
	3番	橋	本	和	之	君	4番	大	谷	純		君
	5番	森		雅	哉	君	6番][[田	延	明	君
	7番	髙	橋	祐	\equiv	君	8番	小	林	正	明	君
	9番	柿	沼	英	己	君	10番	細	田	芳	雄	君
1	1番	青	木	或	生	君	12番	襟	III	仁	志	君

○欠席議員(なし)

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町		長	高	橋	純		君
副	Ţ	長	坂	本	道	夫	君
教	育	長	岡	田		哲	君
総 務	課	長	椎	名	信	也	君
財 務	課	長	柿	沼	孝	明	君
住民福	祉 課	長	森		茂	人	君
環境保	健課	長	荒	井		稔	君
経済議事務	果 長 員 局	兼会長	野	村	真	澄	君
都市整	備課	县長	石	橋	俊	昭	君

 会計管理者 兼会計課長
 小 暮 秀 樹 君

 教育委員会 事務局長
 宗 川 正 樹 君

○職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長 子 田 村 恵 書 記 安 西 菜 月 書 記 大 谷 英 希 開議 (午前 9時00分)

○開議の宣告

○議長(襟川仁志君) おはようございます。

ただいまの出席議員は12名です。定足数に達しておりますので、ただいまから平成28年第4回千代 田町議会定例会3日目の会議を開きます。

○議員派遣の件

○議長(襟川仁志君) これより日程に従い議事を進めます。

日程第1、議員派遣の件を議題といたします。

お手元に配付のとおり、1件の議員派遣を行いたいと思います。これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(襟川仁志君) ご異議なしと認めます。

よって、1件の議員派遣を行うことに決定いたしました。

○閉会中の継続調査の申し出

○議長(襟川仁志君) 日程第2、閉会中の継続調査の申し出についてを議題といたします。

今朝ほど配付いたしました申出書のとおり、各常任委員長、議会運営委員長から閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。各常任委員長、議会運営委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(襟川仁志君) ご異議なしと認めます。

よって、各常任委員長、議会運営委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決定いたしました。

以上で今定例会に付議された案件は全て議了いたしました。

〇町長挨拶

○議長(襟川仁志君) 町長に発言を求められておりますので、これを許します。

高橋町長。

[町長(高橋純一君)登壇]

〇町長(高橋純一君) 皆さん、おはようございます。平成28年第4回定例会の閉会に当たり、一言 で挨拶を申し上げます。

今回の定例会では、条例の制定や改正、補正予算を初め人事案、また一般質問では空き家対策、地

方創生、舞木土地区画整理、教育問題、環境問題、行政運営等々の質問が多岐にわたりなされました。 忌憚のないご意見、ご提言をいただき、誠にありがとうございました。

私も就任して8カ月が過ぎました。常に町民目線で考え、スピード感を持って全力で町政に取り組んでいるところでございます。町が抱えている課題についても、職員と協議を重ねつつ、前へ前へと前進しております。商業施設の誘致、新規工業団地、利根川新橋、都市計画道路等々、国道や鉄道のない本町におかれましても重要課題と位置づけて取り組んでおります。

また、今年度は地方創生事業に取り組んでおり、町への流入人口を例年の4万人から1.5倍の6万人と目標を定め、各種イベントにおいても例年以上に町外からの参加者が増え、6万人はクリアできると思います。なかさと公園を中心としたイベントにおきましても、官と民が協力し、町民目線のまちづくりに邁進しているところであります。今後につきましても、人とモノの流れを拡大し、町の活性化を目指すことにより、経済効果も大きなものになると確信をしております。

今年を振り返りますと、国内では7月の熊本地震で甚大な被害が出たほか、8月末の台風10号では、 統計史上初の太平洋側の東北地方に上陸するなど、これまで例のない災害のあった1年でもありました。

また、国外においては、オリンピック・パラリンピックを初めアメリカ大統領選挙、隣国の韓国大統領の問題等々大きな問題がメディアを通じて日々伝わってきました。

私たちの千代田町においても、楽天イーグルスの岡島選手の活躍、松本篤史選手の活躍もありました。2020年のオリンピックも楽しみが増えてまいりました。子供たちも活躍している選手の背中を追いながら、将来のオリンピック選手が出ていただきたいと切に願うわけであります。

終わりに、1万総活躍社会、町民一人一人が成長していく将来を見据えた未来志向のまちづくりに取り組んでいこうではありませんか。口だけで言う地方創生でなく、本気でやることを皆さんに示していこうではありませんか。まちづくりは1人の100歩より100人の1歩が大切との認識のもと、行政と議会、そして町民、企業が一体となり、オール千代田で住みよいまちづくりに向けて、今後もご教授とご協力をお願いいたします。

最後になりますけれども、また師走に入り、寒さも増してきました。議員一人一人のご健勝をご祈 念申し上げ、挨拶といたします。ご清聴ありがとうございました。

○閉会の宣告

○議長(襟川仁志君) 閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

去る8日から本日までの8日間にわたり平成28年第4回千代田町議会定例会が開催されましたが、この間、議員各位には終始熱心にご審議賜り、諸議案も滞りなく議了いたしましたことに対し、心から御礼を申し上げます。

今定例会においては、6名の議員による一般質問や町長提案の条例、補正予算など十分な議論を行

いながら円滑な議会運営が図られました。

今年の1年を振り返りますと、4月の熊本地震を初め、8月には台風10号による北海道・東北地方の水害等、11月下旬には54年ぶりの降雪と、改めて自然の驚異に痛感させられました。

また、選挙権年齢が18歳に引き下げられたことにより、若者の政治参画が進められた年でもありました。

千代田町では、地方創生加速化交付金事業により、多くの方々にお越しいただき、活気あふれた年になりました。年が明けますと、おもてなしマラソンを初めとし、さまざまなイベントが予定されております。たくさんの方がご来場いただけるよう、議員一同一体となり、協力していきたいというふうに思います。

また、議会におきましては、3月の改選により新しい議員が加わり、委員構成も一新されました。 今年で4回目となる議会報告会、団体との意見交換会を実施し、議会の活動報告や町民の皆様からの ご意見を伺いました。町民にとってより身近な議会となるよう、町民の声を町政に反映させる議会運 営に努めてまいりたいというふうに思います。

町当局におかれましては、会期中、議員各位から寄せられた要望や意見等を尊重していただき、町 行政の執行に反映されますようご検討をお願いを申し上げます。

結びになりますが、今年も残すところあとわずかとなり、一段と寒さが増す時期でございます。皆様方におかれましては、ご健勝にて新年を迎えられますことを心よりご祈念申し上げ、平成28年第4回千代田町議会定例会を閉会とさせていただきます。

長い間、大変ご苦労さまでした。

閉会 (午前 9時07分)

_	90	_
---	----	---

上記会議の顚末を記載し、その相違ないことを確認し、ここに署名する。

平成29年 月 日

 千代田町議会議長
 襟
 川
 仁
 志

 ①署
 名
 議
 員
 酒
 巻
 広
 明

 ②署
 名
 議
 員
 橋
 本
 和
 之